目 次

第 1 号 6月8日(月曜日)

平成27年第2回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
町長提案理由の説明	7
休会の件	1 6
散会	1 6
第 2 号 6月11日(木曜日)	
平成27年第2回下郷町議会定例会会議録(第2号)	1 7
議事日程第2号	1 8
開議	1 9
一般質問	1 9
小玉智和君	1 9
星 輝夫君	2 4
佐藤 勤君	2 7
猪股謙喜君	3 0
佐藤盛雄君	3 5
室井亜男君	4 2
散会	4 7
第 3 号 6月12日(金曜日)	
平成27年第2回下郷町議会定例会会議録(第3号)	4 9
議事日程第3号	5 0
開議·····	5 3
報告第 2号 平成26年度下郷町一般会計の繰越明許費について	5 3
報告第 3号 専決処分の報告について(専決第8号 損害賠償の額の決定及び	
和解について)	5 5
議案第40号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第3号 下郷町	
税条例等の一部を改正する条例の設定について)	5 6
議案第41号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第4号 下郷町	
税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について)	5 7
議案第42号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第5号 下郷町	
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)	6 1

議案第43号	専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 平成	
	26年度下郷町一般会計補正予算(第7号))	6 3
議案第44号	専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 平成	
	26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))	6 5
議案第45号	教育委員会委員の任命について	6 7
議案第46号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 8
議案第47号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 9
議案第48号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6 9
議案第49号	下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について	7 0
議案第50号	雪寒建設機械購入契約について	7 2
議案第51号	消防ポンプ積載車購入契約について	7 3
議案第52号	町有財産の無償貸し付けについて	7 5
議案第53号	平成27年度下郷町一般会計補正予算(第1号)	7 6
議案第54号	平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	7 6
議案第55号	平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)	7 7
議案第56号	平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	7 7
議案第57号	平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)…	7 7
閉会		93

平成27年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	平成27年6	月 8 日						
本会議の会期	平成27年6月8日から6月12日までの5日間							
招集の場所								
	開会 平成27	7年6月8日	午前1	0時00分	議長	左 藤	一美	
本日の会議	散会 平成27	7年6月8日	午前1	1時14分	議長	左 藤	一美	
応 招 議 員	1番 星	正多	延	2番 佐藤	孔 一			
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉 明			
	5番 佐	藤盛	雄	6番 星	政 征			
	7番 猪	股 謙	喜	8番 室 井	亜 男			
	9番 山	田 j	武 1	0番 星	輝 夫			
	11番 小	玉智	和 1	2番 佐藤	一美			
不応招議員	なし							
出席議員	1番 星	正	延	2番 佐藤	孔 一			
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉 明			
	5番 佐	藤盛	雄	6番 星	政 征			
	7番 猪	股 謙	喜	8番 室 井	亜 男			
	9番 山	田	武 1	0番 星	輝 夫			
	11番 小	玉 智 🧦	和 1	2番 佐藤	一美			
欠 席 議 員	なし							
会議録署名議員	4番 星	嘉	明	5番 佐藤	盛雄			
地方自治法第	町 長	星	學	副 町 長	玉」	II —	郎	
121条の規定	参事兼総務課長	五十嵐	正 俊	参事兼税務課長	室,	丰 孝	宏	
により説明の	町民課長	星	昌 彦	健康福祉課長	渡音	部 善	_	
ため出席した	産業課長	佐 藤	壽一	建設課長	室,	‡ —	弘	
者の職氏名	主幹兼会計管理者	星	永津子	教育委員会教育長	渡音	部 岩	男	
	教育次長	星	修 二	代表監査委員	渡音	那 正	晴	
	農業委員会会長	渡 部	和 夫	農業委員会事務局長	湯日	耳 真	澄	
本会議に職務	事 務 局 長	大 竹	義 則	書記	荒	井 康	貴	
のため出席し	書 記	大 竹	浩 二					
た者の職氏名								
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件名	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

平成27年第2回下郷町議会定例会議事日程(第1号)

期日:平成27年6月8日(月)午前10時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

4番 星 嘉明

5番 佐藤盛雄

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

開会に先立ちまして、ご連絡申し上げます。本日の会議が散会後、議会全員協議会を 開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろ しくご協力お願いします。

また、本年4月1日付で教育長に就任された渡部岩男君が説明員として出席されておりますので、ご承知おきお願い申し上げます。

ここで就任のご挨拶を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長(渡部岩男君) おはようございます。この3月の定例議会におきまして議員の皆様のご同意をいただき、4月1日に町長より教育長を拝命いたしました渡部岩男でございます。よろしくお願いいたします。

皆様ご承知のように、この4月から法律が変わりまして、新教育委員会制度になりました。これからは、町長と教育委員会が協議と調整を尽くして、これまで以上に充実した教育行政、スピーディーな行政ができると確信しております。

今後も今まで以上の皆様のご指導、ご鞭撻、ご支援を賜りますようお願い申し上げま して、挨拶にいたします。ありがとうございました。(拍手)

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回下郷町議会定例会を開会 いたします。

これから、本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りのとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長(大竹義則君) おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に平成27年3月定例会から本定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付をしてございます。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定による財団法人下郷町観光公社、南会津地 方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出があり ましたので、お手元に配付してございます。

なお、本年6月から平成28年3月までの議会行事予定一覧表、本定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表、さらには議員派遣内容を記載し、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、表彰状の伝達を行います。去る6月5日に開催されました県町村議会議長会定期総会の席上におきまして、星正延君が町議会議員として20年以上在職し、特別功労者として、また佐藤孔一君、星政征君、小玉智和君、猪股謙喜君が町議会議員として11年以上在職し、自治功労者として、長きにわたり地方自治の進行にご尽力されましたご功績に対しまして、表彰の栄誉に浴されました。誠におめでとうございます。

この場をおかりいたしまして、議長より表彰状の伝達をさせていただきます。

議長、演壇の前にお進みください。1番、星正延君、演壇の前にお進みください。

○議長(佐藤一美君) 表彰状。

星正延殿。

あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり、地方自治の振興、発展と住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年6月5日、福島県町村議会議長会会長、目黒靜雄。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) それでは、受賞されました星正延君よりご挨拶をお願いい たします。
- ○1番(星正延君) おはようございます。一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

このたびの福島県町村議会議長会から議員在職20年のゆえをもって特別功労者として 表彰を受賞し、ただいま議長から伝達、授与されました。まことに身に余る光栄であり ます。このたびの受賞は、町民の皆様、先輩、そして同僚議員の皆様方、歴代町長を初 め、職員の皆様方の日ごろからの温かいご指導、ご支援、ご協力により受賞できたもの と、心から感謝を申し上げます。

この20年間を顧みますと、平成8年の一般選挙で議会議員として初当選以来、役場庁舎、甲子道路開通、さらには町村合併の検討など、大変厳しい問題もございました。町民の皆様の生活や福祉の向上のために、議員としてかかわりができたことは、衷心より感謝申し上げます。

今後は、町民の幸せ、町発展などを忘れることなく、議員活動に専念してまいりたい と思っております。

どうか今後とも温かいご指導とご支援を心からお願いを申し上げまして、御礼の言葉 といたします。誠にありがとうございました。(拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) 2番、佐藤孔一君、演壇の前までお進みください。
- ○議長(佐藤一美君) 表彰状。

佐藤孔一殿。

あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年6月5日、福島県町村議会議長会会長、目黒靜雄。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) 6番、星政征君、演壇の前までお進みください。
- ○議長(佐藤一美君) 表彰状。

星政征殿。

あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年6月5日、福島県町村議会議長会会長、目黒靜雄。 おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) 11番、小玉智和君、演壇の前までお進みください。
- ○議長(佐藤一美君) 表彰状。

小玉智和殿。

あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年6月5日、福島県町村議会議長会会長、目黒靜雄。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) 7番、猪股謙喜君、演壇の前までお進みください。
- ○議長(佐藤一美君) 表彰状。

猪股謙喜殿。

あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年6月5日、福島県町村議会議長会会長、目黒靜雄。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) それでは、受賞されました佐藤孔一君よりご挨拶をお願い いたします。
- ○2番(佐藤孔一君) おはようございます。一言御礼を申し上げます。

このたび福島県町村議会議長会から自治功労者として表彰を受賞いたしましたこと、 私にとって誠にありがたく、身に余る光栄に存じております。このたびの受賞は、町民 の皆様、議員の皆様、町長を初め、関係各位の日ごろからの温かいご指導とご支援のた まものであり、心から深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

振り返ってみますと、私は元気な町の実現を目指し、平成16年の一般選挙に初当選以来、議会活動を通じ、まちづくりに微力ながら頑張ってまいりました。今後さらなる町の振興、発展のため、精いっぱい頑張ってまいる所存でございます。どうぞ今後とも皆様方の温かいご指導とご支援をよろしくお願い申し上げます。

誠に簡単ながら、御礼のご挨拶といたします。本日は、大変ありがとうございました。 (拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) 次に、星政征君よりご挨拶をお願いいたします。
- ○6番(星政征君) 一言御礼を申し上げます。

このたびの議員在職11年のゆえをもって自治功労者として福島県町村議会議長会から表彰を受賞し、ただいま議長から伝達、授与を受けました。誠にありがたく、身に余る光栄に存じております。このたびの受賞は、町民の皆様はもとより、諸先輩、そして同僚議員の皆様、また町長さんを初め、職員の皆様方の温かいご指導とご支援、ご協力の

たまものであります。心から感謝を申し上げます。

顧みますと、平成16年3月の選挙において議会議員として初当選し、以来、待望の甲子トンネルの開通、道の駅しもごうの開所など、さまざまなことがありました。特に平成23年3月には、今までに経験したことのない1,000年に1度の大災害とも言われております東日本大震災、それに伴う福島第一原子力発電所の事故、放射能汚染による風評被害など、いまだ解決しない大変難しい問題もございました。

また、本町は合併しない自立の道を進み、町民の皆さんの生活や福祉の向上につながる第4次振興計画を樹立し、未来につなぐまちづくりのため、議員としてかかわることができました。深甚なる感謝の意を表すとともに、今後も町の振興発展のため、なお一層努力してまいりたいと思います。

どうか今後とも皆様方の温かいご指導、ご支援をお願いいたしまして、御礼の言葉と いたします。ありがとうございました。(拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) 次に、小玉智和君よりご挨拶をお願いいたします。
- ○11番(小玉智和君) それでは、一言お礼を申し上げます。

このたび福島県町村議会議長会から議員在職11年のゆえをもって自治功労者として表彰を受賞し、ただいま議長から伝達、授与を受けました。まことにありがたく、身に余る光栄に存じます。このたびの受賞は、町民の皆様方、そして議員の皆様、さらには町長さんを初め、職員の皆様の日ごろからの温かいご指導とご支援、ご協力のたまものにより受賞されたものと、心から感謝申し上げます。

この間を顧みますと、平成16年3月の一般選挙において議会議員として初当選、以来、 甲子道路開通、氷玉峠の開通、県道下郷本郷線、県道高陦田島線の道路改良整備を初め、 道の駅しもごう、クラインガルテンの開所、分校の統廃合、また農業、観光産業、6次 産業などの振興、そしてまた町民の皆様方などと一緒になり、働くことができました。

また、昨年は町の指針となる第5次振興計画の審議委員として「美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷」を目指したまちづくりの計画づくりに携わることができました。 甚大なる感謝の意を表するものであります。

今後は、町民の幸せ、そして町の発展を忘れることなく、議員活動に専念してまいりたいと考えております。

どうか今後とも皆様方の温かいご指導、ご支援をお願いいたしまして、御礼の言葉といたします。本日は、誠にありがとうございました。(拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) 次に、猪股謙喜君よりご挨拶をお願いいたします。
- ○7番(猪股謙喜君) 皆様、おはようございます。一言お礼を申し上げます。

このたび議員在職11年のゆえをもって福島県町村議会議長会から自治功労者として表彰を受賞し、ただいま議長から伝達、授与を受けました。誠にありがたく、身に余る光栄に存じております。このたびの受賞は、町民の皆様方、先輩、そして同僚議員の皆様、また歴代町長さんを初め、職員の皆様方の日ごろからの温かいご指導とご支援、ご協力のたまものであり、受賞できたものと、心から感謝申し上げます。

この12年間を顧みますと、平成12年の一般選挙において初当選いたしまして、櫻木左

久雄町政、湯田雄二町政、星學町政と、3つの町長さんの町政を見てまいりました。甲子トンネルの開通式においては、発破の後、白河からの風が下郷町に向かって、まさに風が吹いてまいりました。これで下郷町がまた新しい1ページが書き加えられたのだろうと感じました。一番の印象でございます。

今後は、町の振興、発展のため、さらに頑張りたいと思います。

どうか今後とも温かいご指導とご支援をお願いいたしまして、お礼の言葉といたしま す。まことにありがとうございました。(拍手)

- ○議会事務局長(大竹義則君) 以上で諸般の報告とさせていただきます。
- ○議長(佐藤一美君) これで諸般の報告を終わります。

さて、私このたび南会津地方町村議会議長会会長に選任され、5月15日、就任いたしました。

また、6月5日、県町村議会議長会の定期総会におきまして、満場のご推挙によりまして大変名誉ある県町村議会議長会会長の大役に選任されました。今後は、県内46町村の地域住民のため、過疎や少子高齢化、雇用の確保などのさまざまな課題に全力で取り組んでまいりたいと思っております。特に震災の復興や原発事故による風評被害の払拭に努めてまいりたいと思います。

また、地域住民の代表として、町村が将来にわたり生き残るため、重要な役割を担っていきます。議員の皆様を初め、町民の皆様のより一層のご理解とご支援をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐藤一美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において4番、星嘉明君及び5番、佐藤盛雄君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願い申し上げます。

日程第2 会期の決定

○議長(佐藤一美君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月12日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長(佐藤一美君) 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

(「議長、その前に上着脱衣」の声あり)

- ○議長(佐藤一美君) それでは、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。町執 行部の皆さんにもご協力をいただくようお願いいたします。
- ○町長(星學君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成27年第2回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはお忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、今ほど諸般の報告及び表彰伝達でもありましたとおり、長年の議員活動の功績が高く評価され、福島県町村議会議長会長から特別功労者として表彰を受けられました星正延議員、また自治功労者表彰を受けられました佐藤孔一議員、星政征議員、小玉智和議員、猪股謙喜議員の皆様には町民を代表し、お祝いを申し上げます。

議会活動及び議員活動の功績が評価され、表彰されましたことは、町民にとりまして大変名誉なことであり、ご同慶にたえないところであります。このたびの表彰は、常に住民の立場に立ち、住民の代弁者としてのご努力が実を結んだものであると思います。このたびの表彰を機に、さらなる町民の福祉向上、充実のため、今後ともご活躍あることをご期待申し上げる次第であります。誠におめでとうございました。

また、ただいま佐藤一美議長から報告がありましたように、佐藤議長におかれましては5月14日に南会津地方町村議会議長会会長に、また6月5日に開催されました福島県町村議会議長会におきましても県の議長会会長に選出され、二重の就任と、誠におめでとうございます。町と南会津、県とをつなぐ太いパイプができましたことを大変喜ばしく、今後のご活躍を大いに期待するものであります。

さて、6月に入り、農家の皆様には田植えも終えられ、一段落かと思いますが、6月5日夜に若干の雨量は観測されたものの、この1カ月半くらいはほとんど雨が降っておらず、農作物等への影響が心配されるところであります。

反面、連休中の各施設の入り込みにつきましては、好天気に恵まれたこともあり、4月29日から5月6日の連休期間中において、大内宿では前年比3.8%増の3万3,100人が、養鱒公園では4,161人増の1万1,332人の利用があったところであります。

ただ、残念ながら戸赤の山桜まつり、桑取火のかたくりまつりにつきましては、連休前に花が満開となってしまったことから、昨年と比較して6割から7割の入りであったと聞いております。

5月17日開催されました第12回時空の路ヒルクライムでは、県内外から過去最多の800人が参加して、新緑の氷玉峠を舞台にレースが行われました。レース後のおもてなしでは、下郷町の自然や観光名所を紹介するなど、また来年も盛大に開催できるよう呼びかけを行ったところであります。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、前議会以降における主な出来事について ご報告をさせていただきます。

去る3月26日、芦ノ原地区が県の「豊かな村づくり顕彰事業」において見事、県知事 賞を受賞し、全国大会の切符を手にしました。芦ノ原地区は、区民全体でのむらの活性 化を図ろうと、平成18年度から集落営農を始めるなど、地区のコミュニティーを大事に した取り組みが高く評価されたものです。特に平成24年度から始まった棚田オーナー制 度は、都会からの参加もあり、本町が目指す交流人口の増大に一役担っていると感じて います。このように各集落が独自に、主体性を持って取り組みます集落版「地方おこし 事業」については、町としても今後も応援してまいりたいと考えております。

次に、残念な報告でありますが、4月24日、張平集落において母屋と作業小屋が全焼するという火災がありました。焼け出されました住民の方には、心からお見舞いを申し上げる次第です。出火原因につきましては、まだ調査中でありますが、火はカヤ屋根をふきかえようとして、立ててあった茅からでありました。夜9時半ころに発生した火災は、夜中の午前2時40分に鎮火しましたが、消防団の皆様には深夜の冷え込みの中、ずぶぬれになって消火に当たっていただき、最小限に火災を止めていただきましたこと、心から御礼を申し上げる次第です。

町政に関しましては、第5次振興計画のもと、新年度がスタートし、キャッチフレーズとした「美しく輝く笑顔あふれる交流のまち下郷」の実現に向け、関係機関と連携し、総力を挙げて取り組んでいるところであります。

まず初めに、教育関係でありますが、4月30日には管内のトップを切って第1回下郷町総合教育会議を開催しました。会議の中で、私から教育に対する所管の一端を述べ、教育行政が抱える諸課題や問題について、教育委員の皆様と一致協力して事に当たり、教育振興に係る目標、施策について協議し、10月をめどに町の教育大綱を作成していくことを確認した次第です。

次に、福島県の大型観光企画、ふくしまデスティネーションキャンペーンがスタートし、4月1日には福島駅前、4月4日には会津若松駅前、4月24日には会津田島駅でそれぞれオープニングセレモニーが開催されました。福島県全体で取り組みます大型観光企画がスタートしたところであります。このキャンペーンや風評被害対策等による事業を通じ、機会あるごとにPRを続けながら、誘客につなげてまいりたいと思っております。

次に、本町携帯電話サービスエリア外区域の早期解消でありますが、4月21日は県の 企画調整部、5月11日には国の総務省総合通信基盤局へ出向きまして、携帯電話が利用 できる地域となるよう、その解消に向け要請をしたところです。

次に、湯野上温泉地域整備基本構想策定事業でありますが、この事業につきましては 大学間連携共同教育推進事業の共同実施に関する協定書に基づき、宮城大学との共同連 携により、大学が地域と交流しながら地域活性化のための調査や研究をし、活性化計画 をまとめていただくことにしていますが、契約するに当たり、地域住民の方々の考えや 町としての考えなど、詳細な打ち合わせを去る5月27日に森山特任教授等と打ち合わせ を行ってきたところであります。

4月21日には、私が内堀知事を訪問し、10月に予定しています町制執行60周年記念行事への出席を要請し、5月19日には知事が本町を訪れ、私や議会議長さんらと町政全般について意見交換を行ったところでございます。

次に、会津縦貫南道路の件でありますが、4月23日付の福島民報新聞に、下郷田島、候補地選定と、大きく見出しを飾りました。下郷田島間の全長約11キロについて、調査費4,000万円が予算化されたところです。第4工区、湯野上バイパス整備区間にあわせ、早期の完成が望まれるところであります。今後も計画区間の早期完成に向けた国への働きかけを進めてまいりますので、これまで同様に議会の皆様のご協力をお願いするものです。

次に、最近の景気動向について申し上げます。先月27日に内閣府が発表しました月例 経済報告では、生産や個人消費は持ち直しの兆しが見られました。設備投資や輸出、企 業利益等についてはおおむね横ばい傾向にあり、雇用情勢や事業の業績については改善 傾向にあることから、引き続き景気は穏やかにではあるが、回復基調を続けているとし ています。ただし、「海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意 する必要もある。」としています。このような状況から、政府は経済財政運営と改革の 基本方針及び日本再興戦略を着実に進めるとともに、政労使間の取り組みを通じて、好 調な企業収益や設備投資の増加や賃上げなど、雇用環境のさらなる改善につなげるとと もに、経済の脆弱な地方についても好循環拡大に向けて、平成26年度補正予算並びに平 成27年度予算について迅速かつ着実な執行を呼びかけております。本町といたしまして も平成27年第1回定例議会において議決をいただきました繰越事業、十文字堰及び町道 大松川音金線の災害復旧事業につきましては早期竣工に向け、鋭意進行中であり、地域 活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、地方創生先行型では人口ビジョン及び総 合戦略計画策定業務、高齢者タクシー助成事業、学校給食補助事業につきましては事業 を開始し、湯野上地域整備基本構想策定事業及び夢ある農業担い手育成支援事業につき ましても協議を進めているところであります。また、地域消費喚起・生活支援型でござ いますが、これは商工会に委託しました消費喚起プレアミアムつき商品券発行事業で、 この事業につきましても町広報等でもお知らせしたとおり、今週末13日土曜日から発売 開始の予定となっております。

平成27年度予算の執行につきましても計画的に事業執行を図っているところです。今後とも引き続き、行政の果たす役割を国、県とともに連携し、町内事業者の順調な経営と雇用の場の確保、町民の福祉向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本定例会にご提案申し上げました報告2件、議案18件についての概要をご 説明申し上げます。

初めに、報告第2号 平成26年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件でありますが、平成27年第1回定例会において繰り越しのご議決をいただいたものであります。 総務費では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に係る社会保障・税番号制度システム整備事業447万3,000円、まち・ひと・しごと創生法に基づく地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として地方版総合戦略計画策定事業及び地域の魅力向上、集客向上につなげる湯野上地域整備基本構想策定事業1,566万円、民生費においては同じく交付金を活用した高齢者の移動支援のための事業、高齢者タクシー助成事業700万、農林水産業費では新規就農者、新 規認定農業者を手助けするための事業、夢ある農業担い手育成支援事業366万円、教育費では教育にかかる保護者負担の軽減策、学校給食補助事業627万3,000円がそれぞれ地方創生先行型事業を実施しているものであります。また、地方消費喚起・生活支援型として商工費において消費喚起プレアミアム付き商品券発行事業1,250万円、災害復旧費では昨年8月の台風11号による被害における十文字堰の農林水産業施設災害復旧事業502万6,000円、町道大松川音金線の改修工事である公共土木施設災害復旧事業752万円、以上、これらの事業につきまして繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

次に、報告第3号 専決処分の報告について「専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について」でありますが、平成26年10月23日、町道沼尾1号線において、北海道札幌市清田区北野2条2丁目10—25、佐々木審氏が所有する自動車にのり面からの転石により損害を与えましたので、町道管理上における損害賠償額を12万4,857円と定めて和解し、去る4月27日専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第40号 専決処分につき承認を求めることについて「専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について」でありますが、今回の改正につきましては地方税法の一部を改正する法律等が平成27年3月31日交付されたことに伴い、下郷町税条例を一部改正するものであります。

主な改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー制度に関する改正であります。個人番号または法人番号を付加するため必要な措置を講ずるもの、2点目として、年金からの特別徴収において、1年目の本徴収の額と次年度仮徴収額について税額が少なくなった場合は還付金が発生するなど、不都合が生じていることから、それらを解消するため必要な措置を講じたこと。消費税の引き上げが本年10月1日から平成29年4月1日へと1年半延長されたことに伴う住宅ローン控除に係る期間の延長、さらには寄附金控除に係る申告の特例、軽自動車税の税率の特例、原動機付自転車及び二輪車に係る税率適用開始期間の1年延長、たばこ税の税率の特例を段階的に廃止するための措置などが主な改正内容となっております。

地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成27年3月31日専決いたしましたので、 同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第41号 専決処分につき承認を求めることについて「専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について」でありますが、今回の改正につきましては過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成27年3月31日交付されたことに伴い、下郷町税特別措置条例を一部改正するものであります。

主な改正内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法、企業立地促進法、山村振興法に基づく課税免除又は不均一課税の適用期限について、平成27年3月31日とあるものをそれぞれの法律に基づき期間を延長するものであります。地方自治法第179条第1

項本文の規定により、平成27年3月31日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第42号 専決処分につき承認を求めることについて「専決第5号 下郷町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について」でありますが、今回の改正 につきましては国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に交付 されたことに伴い、町の国民健康保険税条例について一部改正するものです。

改正内容は、医療保険分課税額に係る課税限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に、介護給付金課税額に係る課税限度額を14万円から16万円に引き上げ、被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準額を5割軽減世帯については24万5,000円から26万円に、2割軽減世帯については45万円から47万円に引き上げる内容となっております。地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成27年3月31日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて「専決第6号 平成26年度下郷町一般会計補正予算(第7号)」についてであります。既決予算額に歳入歳出それぞれ4,945万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億9,658万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方揮発油譲与税から国庫支出金までは交付決定額の確定であり、基金繰入金及び町債につきましては事業費の確定によるものであります。

歳出につきましては、歳入予算の確定による財源内訳の補正となっております。地方 自治法第179条第1項本文の規定により、平成27年3月31日専決いたしましたので、同条 第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて「専決第7号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)」についてでありますが、既決予算額の総額から歳入歳出それぞれ1,895万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,813万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金を初め、療養給付費等の額の確定に伴う補正計上であります。

歳出につきましては、保険給付費の減額計上及び財源内訳の補正計上となっております。地方自治法第179条第1項の本文の規定により、平成27年3月31日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第45号 教育委員会委員の任命についての件でございますが、現教育委員の自石光史氏が6月23日をもって任期満了となることから、再度任命したく、議会の同意を求めるものであります。

白石氏は、下郷町大字白岩字北上平528番地、昭和27年7月10日生まれ、平成19年6月24日就任され、2期8年務められ、現在に至っております。同氏は、町全体の教育力向上に目を配られ、会津管内高等学校の習字の非常勤講師として活躍されているなどから、青少年に関する情報を把握され、家庭教育における子供のしつけ、親の接し方などの教

育の原点を具現化する有能な方であります。このたびの教育委員会制度改正前までは、教育委員長として教育委員会を牽引し、卓越した指揮権で職務を全うされてこられました。このことから、引き続き白石光史氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現在法務大臣から人権擁護委員に委嘱されています3名のうち、五十嵐博氏の任期が平成27年9月30日をもって3年を満了するため、再度候補者として推薦したく、議会の意見を求めるものであります。五十嵐氏は、下郷町大字高陦字上居平乙294番地、昭和19年4月8日生まれで、平成15年10月1日に就任され、これまで4期12年務められ、人権擁護についての理解も深く、広く社会事情に精通していることから、委員として適格と判断し、再度推薦するものであります。

次に、議案第47号及び議案第48号につきましては固定資産評価審査委員会委員の選任であります。選任につき同意をお願いしたい委員は、下郷町大字塩生字豊後海1716番地52、五十嵐正雄氏と、下郷町大字栄富字南原甲621番地1、星能哲氏であります。

五十嵐氏につきましては、平成24年7月1日から本年6月30日までの任期で、現在も委員として職責を全うされており、誠実で、信望も厚く、ここに再度固定資産評価審査委員会委員に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

また、これまで同委員会委員としてお願いいたしました湯田保男氏につきましては、 このたび健康上の理由から委員を辞したいとの旨連絡がありましたので、湯田氏にかわ り星能哲氏を選任したく、ご提案申し上げます。

星氏におかれましては、昭和44年、下郷町役場に奉職され、平成3年4月、割愛人事によりまして南会津地方広域市町村圏組合消防本部に任用され、平成6年からは消防本部消防長として7年間、卓越した識見で職務を全うされた方であります。実直、誠実な方であり、信望も厚く、ここに固定資産評価審査委員会委員に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

次に、議案第49号「下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について」でありますが、今回の改正につきましては現在歳出に係る保険給付費分、いわゆる医療費分ですが、平成24年度の約6億3,000万をピークに、25年度には5億8,000万円、26年度には約5億7,000万円と、減少傾向にあります。また、前回の引き上げ改定時には1,700万円でありました国保基金も現在は8,000万円となっており、国保財政は安定傾向にあると言えます。平成29年度末の国保の県単位化移行に向けまして調整中であり、県からは国保税の資産割課税を廃止するよう指導があることから、この資産割を廃止し、あわせまして医療給付費分、後期高齢者支援分、介護給付費分の課税額等について、それぞれ南会津町や只見町と同程度の水準とすべく、見直しをし、それぞれ税率の改正を行うものであります。介護納付金分については被保険者に係る所得割の税率及び被保険者均等割額、世帯別平等割額がそれぞれ引き上げられますが、医療費分、支援分、介護分と、3本立ての算定では資産割を廃止したこともあり、保険税全体で約8%の引き下げ改定となったところであります。

次に、議案第50号「雪寒建設機械購入契約について」の件でございますが、今回購入の除雪ドーザーにつきましては国の防災安全交付金事業として雪寒建設機械の更新が認められ、11トン級の除雪ドーザーを購入するものでございます。去る5月18日、5社からなる指名競争入札の結果、会津若松市町北町大字始字宮前91番地1、コマツ福島株式会社会津支店支店長、荒井進が1,549万8,000円で落札いたしましたので、本契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第51号「消防ポンプ積載車購入契約について」の件でございますが、今回 購入の消防ポンプ積載車については平成3年12月に購入、配備しました倉村の消防ポン プ積載車が購入後23年を経過し、更新時期に来ていることから購入するものでございま す。去る5月25日、5社からなる指名競争入札の結果、会津若松市桧町2番41号、会津 消防用品株式会社代表取締役、佐瀬良一が966万6,000円で落札いたしましたので、本契 約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第52号「町有財産の無償貸し付けについて」の件でございますが、平成27年2月9日付をもちまして福島県養蜂協会会長、森豊喜から申し出がありました下郷町大字白岩字外出山の町有地、約18へクタールについての同協会会員による採蜜事業のための平成27年7月1日から平成37年6月30日までの10年間にわたり無償で貸し付けることについて議会の議決をお願いするものであります。当該町有地につきましては、昭和48年に最初の契約が行われ、同協会ではアカシアの木やトチノキを植えるなど、採蜜樹の保全に取り組んできたところでございます。東日本大震災及び福島原発事故の影響もあり、平成23年11月末をもって契約切れとなっていましたが、今回再度の契約申し込みがなされたところです。

なお、本案については平成27年5月27日開催されました町公有財産審議会におきまして適当である旨の答申がなされていることを申し添えます。

次に、議案第53号「平成27年度下郷町一般会計補正予算(第1号)」につきましては、 既決予算の総額に8,271万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,071万 1,000円とするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国庫補助金において消費税の引き上げに伴う子育て世帯への影響、緩和措置として児童手当支給児童を対象に、1人当たり3,000円を給付する子育て世帯臨時特例給付事業257万5,000円、同じく消費税引き上げに伴う低所得者の影響緩和策として給付対象者1人につき6,000円を支給する臨時福祉給付金事業1,480万6,000円を計上したところです。農林水産業費の県補助金につきましては、下郷町畜産クラスター協議会の事業主体となり畜舎の改築や6次化製品の開発を受けた事業、畜産競争力強化対策整備事業6,020万5,000円、かねてから要望してまいりました姫川地区の街路灯整備事業がコミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成事業として採択となりましたので、雑収入に250万円を計上し、歳出において同額を支出する予算計上となっております。

歳出では、歳入で説明申し上げました事業のほか、総務費においては町制執行60周年 記念事業として90万円を補正計上しました。これは、近隣町村の実施状況等を踏まえ、 新たな新聞広告費用、さらには式典における簡易的な記念誌等を印刷するためのものであります。衛生費の簡易水道につきましては、会津縦貫南道路湯野上バイパス建設に伴う田代地区の東橋から暁精機株式会社間の道路改良に係る湯野上簡易水道施設の水道管布設替えのため474万1,000円を簡易水道事業特別会計へ繰り出す予算を計上、教育費の保健体育費においては大川ふるさと公園野球場のナイター照明が一部点灯していない状況から、ランプ及び安定機を修繕するための費用110万円を計上したところです。そのほか会計全般について、4月1日の人事異動に伴う人件費の科目替等による補正計上となっております。

以上が主な内容です。

次に、議案第54号「平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきましては、既決予算の総額に85万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,085万7,000円とするものであります。国民健康保険特別会計につきましては、前年度の被保険者の所得が確定したことにより、歳入歳出について再度算定いたしております。国民健康保険税収入については、2,200万円ほどの減額補正となっております。これは、議案第49号でもご提案申し上げました保険税の引き下げ改正分及び所得の減による減収分がその要因となっております。また、保険財政共同事業安定化事業交付金については再算定の結果、1,300万円の増額、療養給付費交付金については約300万円の減額となり、これらの増減の差については1,200万円を増額し、基金から繰り入れする総額85万7,000円の補正計上となったところであります。歳出においては、職員の人事異動に伴う増額、共同事業拠出金では108万4,000円の減額補正計上となってございます。

次に、議案第55号「平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)」につきましては、既決予算の総額に114万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,086万2,000円とするものであります。歳入につきましては、介護保険制度の法改正に伴うシステム改修費用について国庫補助2分の1、町負担分2分の1、それぞれ57万4,000円を計上し、歳出においてその合計額をシステム改修委託料とする補正計上です。次に、議案第56号「平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、既決予算の総額に538万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,543万9,000円とするものであります。歳入につきましては、一般会計でもご説明申し上げました会津縦貫南道路湯野上バイパス建設に伴う道路改良による水道管布設替え費用について一般会計から繰入金と県委託金64万8,000円を見込み、歳出において工事請負費700万円を補正計上したところです。歳入歳出の差額については、職員の人事異動に伴う減額補正となっています。

次に、議案第57号「平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、既決予算の総額に47万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,846万9,000円とするものであります。この補正計上につきまして4月の職員の人事異動に伴う予算計上となっております。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案等についてご説明申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議

決賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上であります。よろしくお願いします。

日程第4 休会の件

○議長(佐藤一美君) 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りします。6月9日及び10日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、6月9日、10日の2日間を休会とすることに決定しました。なお、再開本会議は6月11日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。(午前11時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月8日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成27年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	平成27年6	月 8 日						
本会議の会期	平成27年6月8日から6月12日までの5日間							
招集の場所	+							
1	開議 平成27	7年6月1	1 日 午	前10時00分	議長	左 藤	一美	
本日の会議	散会 平成27	7年6月1	1 日 午	-後 0時36分	議長	左 藤	一美	
応 招 議 員	1番 星	正	延	2番 佐藤	孔 一			
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉 明			
	5番 佐	藤盛	雄	6番 星	政 征			
	7番 猪	股 謙	喜	8番 室 井	亜 男			
	9番 山	田 :	武	10番 星	輝 夫			
	11番 小	玉 智	和	12番 佐藤	一 美			
不応招議員	なし							
出席議員	1番 星	正	延	2番 佐藤	孔 一			
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉 明			
	5番 佐	藤盛	雄	6番 星	政 征			
	7番 猪	股 謙	喜	8番 室 井	亜 男			
	9番 山	田 :	武	10番 星	輝 夫			
	11番 小	玉 智	和	12番 佐藤	一美			
欠 席 議 員	なし							
会議録署名議員	4番 星	嘉	明	5番 佐藤	盛雄			
地方自治法第	町 長	星	鸟	學副町長	玉川	I —	郎	
121条の規定	参事兼総務課長	五十嵐	正修	変 参事兼税務課長	室が	‡ 孝	宏	
により説明の	町民課長	星	昌彦	彦 健康福祉課長	渡音	善善	_	
ため出席した	産業課長	佐 藤	壽 -	一 建設課長	室	‡ <u> </u>	弘	
者の職氏名	主幹兼会計管理者	星	永津子	子教育委員会教育長	渡音	吊岩	男	
	教育次長	星	修 _	二 代表監査委員	渡音	『 正	晴	
	農業委員会会長	渡 部	和 き	夫 農業委員会事務局長	湯田	真	澄	
本会議に職務	事務局長	大 竹	義貝	削 書 記	荒	‡ 康	貴	
のため出席し	書 記	大 竹	浩 _	<u>-</u>				
た者の職氏名								
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件名	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

平成27年第2回下郷町議会定例会議事日程(第2号)

期日:平成27年6月11日(木)午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

散 会

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

ご連絡いたします。

今定例会の説明のため出席を求めた代表監査委員、渡部正晴君が所用のため午後の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

皆様方にお願いします。議場内の気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。 また、執行部の皆さんにもご協力をいただくようお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長(佐藤一美君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

11番、小玉智和君。

○11番(小玉智和君) おはようございます。11番、小玉智和でございます。通告書に基づきまして、ただいまより質問をさせていただきます。2点ほど順次質問をいたしますので、答弁方よろしくお願いいたします。

まず1点目、シルバー人材センターの設立について、これは私、平成22年にもこの同 じ質問をしました。その答弁は、需要がないということでの答弁でございました。それ からかれこれ5年も過ぎますと、ますますと高齢化も進み、高齢者も多くなり、また時 代も変わりました。そんなことで質問させていただきます。

郡内はもとより、本町を取り巻く環境は予想以上に少子高齢化が進み、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が年々増加しております。また空き家等も増加しております。基幹産業である農業に従事する方にも高齢化が進み、田畑を耕すことも困難になってまいりました。一般家庭でも同様で、このような状況の中でおおむね60歳の豊かな知識と経験、技術を持った職種の高齢者の方々が会員となって登録し、企業や家庭と連携を図り、高齢者が働くことを通して社会参加と生きがいの充実、さらに健康維持を通して医療費の軽減などを図ることが地域社会の活性化に寄与すると思われます。よって、シルバー人材センターの立ち上げを関係機関と連携を図り設立することによって雇用も創出されます。町としての考えはどうであるかお伺いをいたします。

また、従来ですと民間企業を圧迫しないかというようなお話もございましたが、今現在このお話ですと民間企業また町関係の公共関係でそんな中でも今クリーンセンターあたりでは南会津のシルバー人材センターが今年の4月からやっているというようなお話も私聞きました。そんな状況ですから、ぜひ取り入れていただきたいなということで今回は申し上げました。それで、今設立されない理由は何かあるのかなということでございます。それからもう一つは、県内のシルバー人材センターの設置されていない市町村

は何町村くらいあるかということでございます。それでまた、そのほかにも広域で設置可能ということでございまして、何件くらいの、何件というか市と町または村とやっている件数ですね、極端な話西郷村の場合には白河市とやっているということでございます。そういうことで何件くらいあるかということをお聞きします。

それで、ここにちょっと書いていないのですが、ちょっとデータですが、60歳から70歳までの下郷町の町民の方、体の弱い方もいろいろいると思うのですが、男女別でわかるのであればよろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、2番目、特別支援学校の開設について、これも今から5年ほど前に質問 した事項でございます。それで、あの時点ではできそうな感じもありましたが、残念な がら言葉だけで終わってしまったのですが、いろいろ変わりまして、このたびはぜひお 願いしたいということで質問させていただきました。まず、県内の7地方、郡ですね、 中でも特別支援学校がないのは南会津郡だけでございます。これだけ広い面積で、冬期 間は積雪も多く、交通の便も悪く、不便な地域でございます。今後特別支援学級に通う 児童生徒を考えますと、小中高の成長期においてより専門的な特別養護教育を受けるこ とによって今以上の成長が期待されると思います。現在会津若松市、猪苗代町、西郷村 に特別支援学校がありますが、今現在定員はオーバーでございます。そんな状況の中で 今あいている学校は放射線の高い相馬市、それから福島で相馬市寄りのほうの地区でご ざいます。比較的放射線が高い地域でございますので、なかなかそこに通う子供さんは ほとんど、この今申し上げました会津若松、猪苗代、西郷のほうに入りました。こちら に転校しました。やっぱり放射能が高いということで、危険だということでこちらに来 ました。それで、たまたま昨年、今年郡内のこの方は只見町の居住の方なのですが、ぜ ひその養護学校に、支援学校に入りたいと、西郷に入りたいと、猪苗代に入りたい、若 松に入りたいということで保健所にお願いしたところ、今現在入れないのだからわがま ま言わないで相馬に行きなさい。というようなことを先だっても私聞きました。その当 人から。名前を教えてくださいと言ったら、たまたまその会議に福祉事務所の部長さん が私たち同席しまして、たまげまして、その話本当ですかと、教えてくださいというよ うな現実的な話で、そういうことが県の職員の方も公然とお話ししているのです、実際。 ということで、これは絶対こんなことは言ってはならないことなのですが、現実にはそ ういうことだということで、よろしくお願いいたします。

それから、また郡内の校長会ではどのような話し合いをされているのかどうか、教育 長さんにちょっとお尋ねいたします。また2番目には、郡内に小中高、さわりなければ 何名くらいおりますということでお願いいたします。また3番目は、私は間接的に聞い た話なのですが、いわき市に学校が開設されるのだという話を聞きました。それで、今 回は田村市にその支援学校ができるというような話も聞きました。ということは、前は 南会津が一番先頭のわけだったのですが、いつの間にか変わってしまって、今一番最後 ですね。今そういう話がございませんので、そういうことで答弁方よろしくお願いしま す。

一応2点でございますので、よろしく答弁の方お願いいたします。ありがとうござい

ます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町長、星學君。

○町長(星學君) それでは、議席ナンバー11番の小玉智和議員のシルバー人材センターの 設立について、一般質問にお答えします。

1点目のシルバー人材センターの設立についてのご質問でございますが、1つ目の設置されない理由があるのかどうかとの質問でございますが、シルバー人材センターは、小玉議員のご存じのとおり高齢者が組織的に働くことを通じ健康を保持し生きがいを持ち地域社会に貢献するという自主自立、協働共生の理念を基本として、原則60歳以上で健康で働く意欲のある方々で組織され、従来の労働関係とは一線を画した新しい就業システムであります。しかし、以前本町にもシルバー人材センターが設立されておりましたが、需要が少なかったことや、会員登録の関係その他の事情により組織が機能せず、解散に至ったという事実がございます。このため設立については、就業機会を得るための需要はあるのか、組織を維持していくための会員数は確保できるのか、その他組織を牽引するリーダーとしての適任者は存在するか、など慎重に調査研究していく必要があると思います。

次に、県内にシルバー人材センターの設置されている市町村は幾らあるのかとの質問でございますが、平成27年4月1日現在、シルバー人材センターが設置されていない市町村は4町3村の7町村となっております。

続きまして、3点目の広域センター設置可能とあるが、県内では何件あるのかとのご質問でございますが、県内でも広域的なセンターを設立して活動している町村もあります。平成27年4月1日現在5つの広域シルバー人材センターが開設されております。

次に、特別支援学校の開設については、教育長から答弁させます。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長(渡部岩男君) 11番、小玉智和議員の大きな2点目、特別支援学校の 開設についてのご質問にお答え申し上げます。

郡内の特別支援教育に関する状況は、町村各学校は特別支援教育センター、児童相談所などの関係機関の協力により進めてきているところですが、特別支援学校入学適と判断された児童生徒にあっては、会津養護学校や西郷養護学校などに入学している状況となっております。

まず、第1点目の郡内の校長会ではどのような話し合いをされているのかというおただしですが、東日本大震災、それに伴う福島第一原発事故などの社会情勢の変化により、小玉議員ご指摘のとおり最近は、近隣の会津養護学校などの学校や施設などに入所することが厳しくなってきていることも現実であります。このような現状を受け、南会津郡小中学校長協議会が中心となり、南会津郡PTA連合会、教育委員会連絡協議会南会津支会及び南会津地区県立高等学校長会の4者連名により、平成26年9月に福島県教育委

員会教育長に特別支援教育に係る要望書の提出をするなど、特別支援学校設立に向けて の取り組みを行っております。現在県教育庁において、通学が困難な地域等の対応につ いて新たな特別支援学校等の設置のあり方の検討を進めていると聞き及んでおります。

次に、第2点目の郡内における特別支援学級に在籍する児童生徒でございますが、小学校にあっては22名、中学校においては8名であり、合計30名となっております。高等学校については、郡内高等学校3校には特別支援学級の設置がないことから、在籍はなく人数把握はしておりませんので、ご了承願います。

また、3点目の件については、福島県立特別支援学校整備指針によりますと、田村地方にあぶくま養護学校の分校として、旧田村市立春山小学校に小・中学部、船引高校に高等部が設置される予定でありますが、開設年度等の詳細についてはまだ未定とのことでございますので、ご理解願います。障害による学習及び生活上の困難を克服し、自立を図るためにも、また南会津における特別支援教育の中核的な役割を果たす上でも、特別支援学校は重要であると考え、各町村及び関係諸団体と連携し、南会津郡全体での特別支援教育の充実と発展のために今後も取り組みを継続していく考えでございます。

○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。

11番、小玉智和君。

以上でございます。

○11番(小玉智和君) それでは、1番のお話なのですが、大体執行部のほうも理解はされ ているようですが、何せ私たちがこれをお話しするというのは、特に外部からの入所さ れた方、先ほど町長が答弁したように、県内にはほとんどの町村にシルバー人材センタ 一があるということを認識していただきたいということでございます。そんな経緯の中 から、下郷に来た場合に手っ取り早く障子張りをやろうかな、お願いしようかな、壁を 塗っていただこうかなと言っても、どこにお話ししてもなかなかどこに頼っていいかわ からないというようなお話を聞きました。そういうような状況ですから、ぜひこの件に つきまして私は下郷で需要がないとか件数がどうのこうのでなくて、分室というような 広域性の話も一応町長には考えていただいて、やはり南会津町にあるわけでございます から、それと連携を図って南会津町には今27年度で会員数が130人いるそうでございま す。そんな中で働く収入の述べ日数これ6,000名でございます。6,000名といいますと、 下郷町の人口くらいの方が1年間にお仕事をしているのでございます。それとあわせま してお願いしたいのは、60歳になりますと働く場所、民間企業もしかり、公務員の方も しかり、皆退職でございます。そんな中で65歳まで年金はもらわれないというのが国の 制度上変わってきました。そんな中で、全部全てを町でサポートしてくださいといって もなかなかできません。反面また逆に福祉関係の税金も年々上がっております。そうい う観点から、ぜひこのシルバー人材をやっぱり導入させていただきまして、町民の健康 維持と収入の確保これをぜひお願いしたいということでございます。

それから、2点目の特別支援学校でございますが、学級につきましては本当に各町村にいろいろとおはかり、お骨折りをおきまして支援学級をつくっていただき、本当にありがたく思っております。学校はまた別でございまして、今教育長が答弁しましたよう

に、通われない、特に只見町とか南郷とかあと檜枝岐とかそういう方は通うといっても なかなか困難だと思うのです。ですから私は、特別支援学級は県立立ち上げでございま すから、田島高校あたりに分校としてでも会津特別支援学校南会津分校というようなお 話もやぶさかでないではないかということで私は考えるのですが、教育長はどのような 考えだかちょっとお聞きしたいです。

それと、先ほどお話ししましたが、現実的には本当に今現在も子供たちは行くところないです、はっきり言って。ですから、そういうことをやはり町長さん初めあと教育長あたりも会議等いろいろあると思うのですが、そういう会議等でぜひ現状を訴えていただいて、この郡内の町村でスクラムを組んでこの支援学校立ち上げにやっていただきたいと思う。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) ただいま11番の小玉議員が申されたシルバー人材センターの設立については、今後十分調査研究してまいりたい、こう思います。

それから、支援学校の開設等のことについては、会津総合開発協議会のほうでも要望 活動をしていますので、そのときにもつけ加えて申し上げたいと思います。

以上です。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長(渡部岩男君) ただいま小玉議員から再質問ありましたことに関しまして、まず1点目の子供たちが行くところがないという切実な問題、これに関しましては20年来の課題となっておりますので、県とも何度もやりとりをしてきましたが、今質問の中にありましたように南会津には特別支援学校がないということで、特別支援学校のほうは通常は4名以上在籍がないとできないわけですが、特別支援学校がないという事情を訴えまして、学級のほうは2名でもつくってもらっているという現状がございます。ですが、特別支援学校は先ほども答弁しましたように学校としてあることは、この地域の中核となって相談を受ける施設でもありますので、今後も教育委員会としても取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、この4月から新教育委員会制度になりまして、町長とも教育委員会が協議、調整をする機会が多くありますので、町長とも連携をしながら前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。
- ○11番(小玉智和君) ありません。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○11番(小玉智和君) ございません。
- ○議長(佐藤一美君) これで11番、小玉智和君の一般質問を終わります。

次に、10番、星輝夫君。

○10番(星輝夫君) 皆様、おはようございます。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。今回は3項目でありまして、まず初めに町職員の職場環境について、第2点に老人センターについて、最後3番目に自然エネルギー及び再生可能エネルギーについて、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

まず第1点で、町職員の職場環境についてでございますけれども、職員の方々には常日ごろ災害や火災などのときに、日夜を問わず職務以上に努力していることに対して厚く御礼を申し上げます。さて、そんな職員の皆さんの職場環境、それに異動について質問させていただきます。私は区長を務めていた約10年ほど前から毎月のように役場へ訪庁しており、職員の方々の顔や名前も大抵の方は存じております。そんな職員の方々の中で急に姿が見えなくなる方がいます。本日現在で職員の中で病気による欠勤している人は何人いるのか、また病気の原因は何が多いのか、職員の健康管理はどのように行っているのかをお尋ねいたします。

第2点目の老人センターについてでございます。温泉施設である老人福祉センターには、本町の憩いの場で多くの町民が利用されていると思われます。センター長は日々ご苦労をかけております。そのセンター長は湯野上保育所長をも兼務しているのですが、精神面または健康面に無理はないのか。緊急事態発生という最悪状態の想定をした場合、やはり個別に長を配置すべきと思われますが、いかがでしょうか。また、老人センターには本町の温泉施設でありながら閉館が16時となっておりますが、町民利用のためにも時間を延長してはいかがなものでしょうか。一人でも多くの町民に喜びを与えてほしいというのです。この場をおかりしてお願いしています。それから、温泉施設から出る廃湯も冬場には利用が可能なのでしょうか。狭隘部分の町道を廃湯で融雪すれば、冬期間の雪害事故防止になるのでは。学童の通学時及び老人福祉センター利用者の安全、安心を願わずにはいられません。当局の温かな回答を求めます。

第3点目の質問は、自然エネルギー及び再生可能エネルギーについて、第5次下郷町振興計画の中に、自然環境の保全を図りながら自然と人との共生できる社会構築とともに省エネルギー対策の一層の推進や、自然エネルギーの利用拡大を図ると記載されています。町では再生可能エネルギー関連の事業を進める企業からの、当局の事業展開に前向きな話が来た場合には、協力する考えがあるのかお尋ねいたします。

以上3点の明確なる答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 議席10番、星輝夫議員の一般質問にお答えします。

まず、第1点目の町職員の職場環境についての質問で、本日現在職員の中で病気による欠勤をしている方がどのくらいいるのか、との質問でございますが、病気により休暇を取得している職員との質問と解しお答えします。本日現在病気休暇を取得中の職員は2名おります。

次に、病気による欠勤で多いのはどのような病気なのかとの質問でありますが、昨年 度当初から現在までの病気休暇の取得者は10人中7人が身体の疾病によるもので、3人 は精神疾患によるものです。

次の質問の、職員の健康などの管理についてはどのように行っているのかとの質問でございますが、職員の健康管理に当たっては、労働安全衛生法に基づく健康診断等を毎年実施し、職員の健康維持増進に努めております。また、同法の一部改正により本年12月1日から事業者に実施が義務づけられているストレスチェック制度の導入など、職員の心の健康の保持増進につきましても積極的に取り組む考えであります。

2点目の老人福祉センターについての質問でありますが、1つ目の保育所長と老人センター長を個々に配置すべきであるとのご質問でございますが、職員の人事配置につきましては、社会経済情勢等の変化、事務事業及び職員数等を総合的に勘案し、職場環境の整備等も十分考慮しながら実施しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続いて、温泉施設である老人センターの閉館が16時とのこと、時間延長は不可能なのでしょうか、との質問でございますが、現在入浴時間を午前8時30分から午後4時までとし、その後各入浴施設及び各部屋の清掃を行っております。この清掃に約1時間を要することから、清掃が完了するのは午後5時を過ぎるころとなります。このようなことから、現在の利用者数、職員の勤務体制等を考慮したとき、現在の入浴時間でご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、老人福祉センターから出る廃湯の再利用についてのご質問でございますが、現在老人福祉センターの風呂については、利用時間中8時30分から16時まではかけ流し状態ですので、廃湯されていますが、利用時間が終了しますと浴槽のお湯を抜き清掃を行ってから翌日の朝までの時間を使い浴槽にお湯をためる手順となっております。このため、夜間から朝方にかけては廃湯される湯がない状態ですので、冬期間における町道への利用については難しいものがあると考えます。

次に、エネルギー関連の事業主、企業が出現した場合協力ができるのかとの質問ですが、本町におきましては豊かな水資源を活用した小水力発電を誘致したところでございます。今後も自然・再生可能エネルギー関係の進出希望企業がありましたなら、本町の自然環境にも配慮しながら協力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。 10番、星輝夫君。
- ○10番(星輝夫君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の職員の職場環境についてでございますけれども、2名の方が一応欠勤していると聞いておりますけれども、私はその原因は異動によるものではないのかと思います。異動する前には事前に本人の希望をとっているのか、また何日くらい前からその通知を出しているのか。新聞報道、ほかの市町村を見ますと2週間、3週間前に一応通知を出しております。私もそういった長い余裕時間を持たせるのがいいのでないのかなと思います。それから、新しい職員が新卒者が入った場合には、私は同じ道40年歩む、

それでもよろしいのではないのかなと思います。それは本人の希望もあろうかと思いますけれども、経験及び知識を持った優秀な人材を町長がかわるたび異動、年次が変わるたび異動、それでは私は育たないと思いますので、その点よろしくお願いいたします。

2点の老人福祉センターについてでございますけれども、4月の1日からあそこを経営をしております社会福祉協議会が職員も2人、1人増員になったと聞いております。 あそこは経営をしているわけでございますので、その職員に今回4月の1日ですか、それから町の老人会、それから身体障害者の会とか業務委託を受けたと聞いておりますので、やはり老人センターも私は業務委託できるのではないのかなと思います。それに町長さんが社会福祉協議会の会長さんをやっているわけですから、その点ひとつよろしくお願いいたします。

最後の自然エネルギー及び再生可能についてでございますけれども、先月安倍総理大 臣が柳津地区に訪問しておりますけれども、その点町長さんはご存じでしょうか。また、 そういった地熱発電事業に対して会社が計画を練った場合に、町ではどういった考えを 持っているか、その点をお願いいたします。

以上3点お願いします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) それでは、10番、星輝夫議員の質問の再質問にお答えします。

職員の異動については、町長の専権事項でございます。内示については慣例で5日前になります。以上です。

総理大臣が柳津町のほうに訪問したということはニュースや新聞で拝見しております。町としても先ほど答弁したように、そういうお話があれば協力体制はしていくということでございます。

以上でございます。

(何事か声あり)

○町長(星學君) これは業務委託は分限法と、昔の条例でいうと分限法に当たりますので、 公益法人と公務員職場が兼務することはできないということになりますから、人事異動 についての専権事項でよく協議検討していきたいと、こう思います。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。 10番、星輝夫君。
- ○10番(星輝夫君) 1点だけお願いします。最後の自然エネルギー及び再生可能についてでございますけれども、その事業につきまして、小野地区に地熱発電をしたいそういった計画が来ております。それは、地熱で発電をし、それを売電し、また農産物それを年間生産し、販売をし、またそのほかに事業も拡大したいと言っております。それから、その地熱で出た熱を3月で趣旨採択になりました町道小野道路に無償配給したいと言われておりますけれども、もしそういったときには町のほうではどういった考えを持っているのかお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) 先ほど第1回目の答弁でも申し上げましたけれども、そういう再生可能 エネルギーの関係の進出企業があれば協力を惜しまないと、こう申し上げましたので、 それ以上のことはお答えできません。

以上です。

○議長(佐藤一美君) ただいまの星輝夫君の発言は通告の範囲を超えていますので、ご注 意していただきたいと思います。以上です。

答弁漏れはございませんか。

- ○10番(星輝夫君) ありません。
- ○議長(佐藤一美君) これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。 次に、3番、佐藤勤君。
- ○3番(佐藤勤君) 3番、佐藤勤です。通告に従いまして、2件の質問をいたします。

最初の質問です。テーマは有害鳥獣対策について。当対策に関する質問は、今回で数回になります。その間、町では鳥獣被害対策協議会などを設立したり、捕獲隊による防止強化に日々努力している姿に感謝を申し上げます。歌を忘れたカナリヤならぬ山を忘れた動物たちによって、今年も早くに収穫を楽しみに作付した野菜が猿の群れに掘り起こされるなど、複数の集落で被害が発生しております。農作物の被害は、生産活動の重大な阻害の要因であり、生産意欲を失い、さらに耕作放棄地の増加にも影響を及ぼしております。

そこで、有害鳥獣から農作物を守るには、中長期的な対策となりますが、個体を減らすことが防除の根本ではないでしょうか。次の事柄についてお尋ねいたします。①、平成25年度、26年度の町のツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの捕獲数はどのくらいありましたか。②、郡内の他町村との比較はどうでしょうか。現在町の捕獲隊員は何名おりますか。

また、次に掲げる4項目により、行政と集落が一体となって諦めずに有害鳥獣の個体を減らしていく必要があると思います。(1)として、捕獲隊による銃器、おり、わななどで直接的に減らす方法であります。(2)として、間接的に県、町、その他の指導により、効果がより大きい防御で食害を減らす工夫が重要であると思います。ちなみに、①、えさが豊富な集落、つまり被害が多く食害が多い集落は、出産数が多くなり、また雌が生まれる数が多くなるとも言われております。したがって、②、雌の出産で個体数が多くなり、自然と被害が増していくということにつながります。(3)として、集落で行うべきことかなと思いますけれども、集落内のえさとなる生ごみ、取り残しの果物、干し柿等の管理、農作物や食品の残渣などを放置することなく集落を点検し、えさ場としないことも個体を減らす策の一つであろうと思います。(4)、これが大事なことなのですが、不用な果樹、桑の木などは除去するようにしたいものであります。これらについて町長のお考えをお尋ねいたします。これで最初の質問を終わります。

次の質問に移ります。テーマはコミュニティーセンター内のトイレについて。本町が 誇る大川ふるさと公園には、野球場、パークゴルフ場などのスポーツ施設と、多目的広 場や野外活動施設があります。公園のセンター付近には、アリーナや研修室を備えた築約20年のコミュニティーセンターが存在しております。町内の子供たちから多くの高齢者、あるいは町外、県外の皆さんとの交流、さらには各種スポーツイベントの開催の場として多く利用されております。アリーナの年間利用はここ10年右肩上がりで推移しております。25年度には約2万2,500人で、公園内6施設利用総数の約50%を占めております。その人気のスポットでもまたあります。そのような中、時代の移り変わりでしょうか、最近コミュニティーセンターを利用する若い人から、あるいは足腰に支障を来している高齢者からも、高い便座、いわゆる洋式トイレにしていただければありがたいとの声が聞こえてまいります。少しずつ改修していただければと存じますが、そのような考えはおありでしょうか、お尋ねいたします。

これで壇上からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 議席番号3番、佐藤勤議員の一般質問にお答えします。

まず、1点目の平成25年度、26年度の町のツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシの捕獲数はどのくらいかとの質問でございますが、25年度の捕獲数は、ツキノワグマ24頭、ニホンザルゼロ、ニホンジカ10頭、イノシシ17頭でございます。26年度の捕獲数は、ツキノワグマ53頭、ニホンザル9頭、ニホンジカ42頭、イノシシ26頭でございます。

2点目の、郡内の他町村との比較はどうなのかとの質問でございますが、捕獲数の比較ですと、南会津町の平成25年度の捕獲数は、ツキノワグマ9頭、ニホンザル82頭、ニホンジカ205頭、イノシシ63頭でございます。平成26年度の捕獲数は、ツキノワグマ29頭、ニホンザル133頭、ニホンジカ288頭、イノシシ58頭でございます。只見町の平成26年度捕獲数は、ツキノワグマ5頭、ニホンザル2頭、ニホンジカ17頭、イノシシ10頭でございます。26年度の捕獲数は未集計でございます。檜枝岐村の25年度の捕獲数は、ツキノワグマ6頭、ニホンザルゼロ頭、ニホンジカ71頭、イノシシゼロでございます。26年度の捕獲数は、ツキノワグマ4頭、ニホンザル8頭、ニホンジカ103頭、イノシシゼロ頭の捕獲実績でございます。他町村との比較につきましては、町村面積、捕獲隊員数及び生息環境の違い等により、比較は極めて難しいと思われます。

3点目の、現在町の捕獲隊員は何名かとのご質問でございますが、本年6月9日現在 15名でございます。

次に、有害鳥獣の個体を減らす方法として、佐藤議員が言うように1番から4番いずれも有効な方法と考えております。町といたしましても、1番、捕獲隊による銃器、おり、わな等で直接的に減らす方法として、平成26年度より猟銃免許取得支援事業を得て隊員数の増員誘導を図っております。また、2番として県、町、その他の指導により、効果が大きい防御で食害を減らす工夫として、防護さくへの補助のほか一般的に里山と人里を線引きするような緩衝帯設置も最も有効との情報がございますので、本年度は楢原地区、旭田地区、江川地区の中でモデル地区を設定して緩衝帯設置を実施し、効果を

検証したいと考えております。 (3)番の集落内のえさとなる生ごみ、取り残し果物など残渣等を放置することなく集落を点検し、えさ場としない方法。 (4)番の不用な果樹、桑木等は除去する方策などについても、生活環境の場から鳥獣等の個体増加へつながる残渣など誘引物の除去奨励を関係機関、集落関係者等の協力を得ながら注意喚起して取り組んでいく考えであります。

次に、コミュニティーセンター内のトイレについては、教育長より答弁させます。 以上です。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

教育長、渡部岩男君。

○教育委員会教育長(渡部岩男君) 3番、佐藤勤議員の2点目、コミュニティーセンター 内のトイレについての質問にお答え申し上げます。

コミュニティーセンター内のトイレについて、今年度予算320万円をもって東側と北側の計11個の便器の洋式化を計画しております。現在発注に向けて担当課等で設計書を作成しているところでありますが、住民の皆様にはご不便をおかけいたしますけれども、もう少しお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。 3番、佐藤勤君。
- ○3番(佐藤勤君) 最初の質問の中で、捕獲隊員の補助金等いろいろ支援をやって猟銃の許可を増員するということですけれども、捕獲隊員の増員としましては今のところ15名ということで先ほどお話ありましたけれども、その課題となるものそれをまた克服するような施策というものはあるでしょうか。そしてまた、攻撃は最大の防御ともよく言われておりますけれども、有害鳥獣の個体を減らすのにはいろいろと深刻化して集落のほうでは農業をやめたり、もうやめるかなという声が二、三年前から多く出ておりますので、それを勇気づけるためにも、先ほど町長さんがおっしゃったとおり集落のほうにも協議をしていただいて、両方の面から直接、間接面から攻撃をしていってどこかの地方のほうにその有害動物に移動してもらうとか、あるいはどんどんと子供を産むのを減らせば当然また減ってくるわけですけれども、そのようなことをぜひ力を入れてやっていただきたいなと、またそのように思っております。

また、1つだけちょっと気になるのは、この前の会津農林事務所のいろいろと講習があったとき、私個人的にお伺いしましたのですけれども、有害捕獲のニホンザルとか、あるいはシカですか、それが下郷町では権限が与えられていないというのがあるのですけれども、それはどのような理由でしょうか。それをひとつよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 捕獲隊の体制の強化ということは当然でございますので、今後とも力を 入れてやっていきたい。

そのほか、権限の関係については、産業課長から答弁させます。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) ただいまのご質問のニホンザルについて権限が与えられていないというふうなご表現でご質問ありますけれども、これにつきましては、ニホンザルの捕獲管理事業実施計画というものを今年度つくりまして、すぐにうちのほうで捕獲できるような形になっております。現在でも6集落から被害ということで届け出ありますけれども、それは計画の中で1回の申請というふうな形でうちのほうで承知、把握しているところでございますので、その点は大丈夫かと思います。以上です。
- ○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。
- ○3番(佐藤勤君) 今ほど町長さんそれから産業課長さんからありがたい前向きの姿勢でお願いしたいと思います。あとコミュニティーセンターのトイレの件、誠にありがとうございます。お年寄りも喜ぶと思いますので、私の再質問はこれで終わりといたします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○3番(佐藤勤君) ありません。
- ○議長(佐藤一美君) これで3番、佐藤勤君の一般質問を終わります。 ただいまより休憩します。再開は11時10分とします。(午前11時00分)
- ○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午前11時10分) 次に、7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) 7番、猪股謙喜、一般質問を行います。2件質問いたします。

まず、質問事項1番目といたしまして、庁舎内行政システム更新と情報漏えい対策についてでございます。日本年金機構における個人情報の漏えいがありまして、現在その原因が明らかになりつつあります。125万人分の情報漏えいということです。100人に1人以上の方の情報が漏れた勘定になります。下郷町でもシステムを新しくいたしまして、4月から稼働しております。この件におきまして、まず1番目、新システムは以前と比べてどこが変わったのかということでございます。2番目といたしまして、個人情報等外部に漏えいしてはならないものとしてどんなものがあるのかお尋ねいたします。3番目、情報の管理体制はどうなっているのかお尋ねいたします。4番目、6月になってもシステム会社が税務課において作業をしているのを目撃いたしましたが、何のための作業かお尋ねいたします。5番目、データが漏えいした場合、速やかに町のほうで確認できるのかお尋ねいたします。

次に、大きな質問事項2番目に移りたいと思います。移住、定住についてでございます。第5次下郷町振興計画における平成31年度の主要指標の目標としまして、人口5,500人、世帯数2,050世帯、就業者数2,600人としております。人口の推計では平成31年度には5,400人となるところでありましたが、さまざまな施策においてこれより100人多い5,500人としたと説明がございました。人口の減少には歯どめはかかりませんが、それ

を少しでも遅くしようとする努力目標を立てたという説明でございました。この目標に 到達させるために、我が町に移住、定住してもらうために必要な環境整備を急ぐ必要が あると思います。そこで質問いたします。そのための土地、建物の準備をどのようにす るのか。2番目、町としての情報発信をどのようにするのか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 7番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

大きな1点目の庁舎内行政システム更新と情報漏えい対策について、の質問でありますが、まず1点目の新システムは以前と比べてどこが変わったのか、との質問でございますが、旧システムではパソコンサーバーを役場で管理していましたが、新システムはシステム会社のデータセンターへ設置し、役場等で災害が発生した場合での適正な情報管理を図ることといたしました。また、システム管理のセキュリティーでのISOの取得業者を選定基準にしてシステム更新を図ったところであります。

次に、2点目の個人情報等外部に漏えいしてはならないものとして何があるのか、とのおただしですが、個人情報といたしまして漏えいしてはならないものとしては、町で保有している氏名、生年月日、住所、出生、死亡等いわゆる住基情報、その他所得情報等が多くの情報を保有しております。

3点目の情報の管理体制はどのようになっているか、については、下郷町行政事務電子計算機処理に係る管理運営及びデータ保護に関する規則に基づき情報の管理をするところであります。ハード面につきましては、個人情報を運用するシステムと、インターネットなどの外部との通信は分離し、さらに外部との通信に関しては24時間365日集中監視をし、ソフト面の運用につきましては、外部との通信時には個人情報は取り扱わないことを周知徹底し、持ち出しに関しても厳しく指導することとしております。

4点目の6月になってもシステム会社が税務課において作業をしているが、何のための作業かとおただしですが、直近の作業ではプリンターの設置を行っていました。月例作業時のサポートと、入れ替えをしてまだ間もないこともあり、税務課に限らずサポート作業を頻繁に実施しているところでございます。

5点目の、データ漏えいした場合、速やかに町のほうで確認できるのかというおただしですが、新システムではデータの漏えいの可能性がある通信部分については、24時間365日集中監視しておりますが、万が一異常を検知した場合、被害を最小限に抑えるための庁舎内及びネットワークの遮断等の対策を行うこととしております。

次に、移住、定住についてのご質問でございますが、第5次振興計画において猪股議員が言われるように政策的人口増として100人を見込み、平成31年度の定住人口を5,500人として目標を掲げました。これは今後の施策において人口確保につなげる努力目標であります。国においては急速な少子高齢化の進展と首都圏集中型人口を是正するため、それぞれの地域が住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会を創造していくことが喫緊の課題であるとして、平成26年11月28日に地方創生法を公布した

ところでございます。本町においても、平成27年度中に人口ビジョン及び地方版総合戦略計画をつくることになりました。この計画の策定は、振興計画との整合性を持った中で、人口の動向の分析や人口移動の実態を把握し、各種施策を総合戦略に盛り込むことになっております。移住、定住の対策についても、土地、建物の準備が必要か、首都圏からの移住のためにどのようにして町の情報を発信したらよいか、このようなことについても今後町の対策本部会議、有識者会議の中で検討し、総合戦略に盛り込む考えであります。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。
 - 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) それでは再質問いたします。

庁舎内システムの件でございますが、当初私が当選してからまだ役場職員はワードプ ロセッサーというものを使っておりました。それから、徐々に個人のパーソナルコンピ ューターを自分で仕事に使用するために家庭から持ってきていた時代がありました。そ こで私は、そのセキュリティーということで役場のほうにその情報管理、外部への情報 持ち出しを禁止するように要望いたしまして、いろんなセキュリティー対策をつくって いただきまして、個人のパソコンではなく、それぞれ町のほうで仕事に使用できるパソ コンを用意していただくというようなシステムがやっとでき上がってまいりました。新 システムに移行したのですが、日本年金機構の情報漏えいの発端が、上部団体厚生労働 省からの、にせメールということをひっかかって、そこを開いてしまったがために、個 人のメールアドレス、それも秘匿されたメールアドレスが外に漏れたと。その後、その 秘匿されたメールアドレスに向けてまた紛らわしいメールが来て、またひっかかってし まって、そして情報を遮断するのが速やかにできなかった、ということまでは分かって おります。下郷町の場合、こういった個人運用とインターネットと分離しているという 町長のコンピューターの使い方ですか、という説明がありましたが、日本年金機構のよ うに例えば上部団体、県、県の出先あたりからにせメールが来た場合の対処法等を研究 されているのかどうか、お尋ねいたします。

それから、システム会社がまだ作業している、サポート作業だということなのですが、 本来であれば4月1日導入という契約があったはずなのですが、それで税金等の納付書 の発券事業等を速やかにできるはずなのですが、ここ6月になるまでまだそのサポート が必要であるという原因は町がわかっているのかどうか、お尋ねいたします。

データが漏えいした場合の対応でございますが、集中管理しているということですが、 集中管理してネットワークに異常が出た場合遮断するということですが、まず遮断する 前にどのような、例えばよそでは警告ランプ等が事務所内にございまして、異常な状態 があれば真っ先にその警告ランプ等で目視できるということになっております。そうい った対応を町がとっているのかどうか。それから、情報遮断は一括管理なのか、それと も各課、出先がそれぞれ管理するのか、お尋ねいたします。

次に、2つ目の移住、定住でございますが、私のこの2つの質問に対しまして、町長

は今後検討するという8文字で答弁していただきましたが、誠にありがとうございます。ということは、今はしていないということですね。平成27年度の総合戦略、地方創生の総合戦略をつくってから検討するというふうに私は理解しました。平成31年度までの第5次振興計画でございます。地方創生法にのっとった総合戦略と第5次振興計画の、第5次振興計画を基本にした総合戦略をつくるという意味合いでしょうが、土地、建物の準備等は以前空き家対策等でも質問したことございまして、やってはみたがなかなか貸していただけないのだという回答がありました。人が住むためには、アパートなり、自分で土地を取得してその上に建物を建てるなり、いろんな方法があると思います。民間のアパート、公営のアパート、いわゆる公営住宅ですか、そういった施策も関係してくると思いますが、そういったものを全然関連づけずに、この移住とか定住とかというのを切り離したような答弁、それからこれからの計画のように聞こえますが、今後検討するという言葉では全然わかりません。何にも考えていないのかなというふうにとられてもしようがないと思います。町長の答弁ではそういう答弁です。

それから、施策の情報発信でございます。これも個別のお答えはいただきませんでした。ということは、何にもしないというふうにとっていいのかどうかお尋ねいたします。 以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。
 - 町長、星學君。
- ○町長(星學君) まず、庁舎内の行政システムのセキュリティー対策についてはご教示いただいてまことにありがとうございます。最新型については、総務課長のほうから答弁いたします。

それから、移住、定住につきましては、第1回目の答弁でも申し上げましたように、振興事業と地方版総合戦略計画を今発注して、これから進めようとしておるところでございまして、今後対策本部になる有識者会議の中で検討していく、ということをお答えしましたが、それを総合戦略に盛り込んで土地、建物関係についても十分に戦略の中で入れていただくということでございます。もちろん情報発信についてもその中ということで取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 7番、猪股議員の再質問にお答えします。

最初のサポートの件につきましてお答えします。システムが新しいものに変わりましたので、その契約時において、必要なサポートを行うという内容で契約を取り交わしておるところでございます。よって、システムが切りかわりました4月から5月については、こちらの要請でもって常時サポートをしていただいた、ということになります。あと今後につきましても、各課に問題等があれば随時呼びましてサポートをしていただくという内容になってございます。

次に、ネットワークに異常を感じた場合、要するにセキュリティーの問題でございますが、先ほど町長からもありましたように、一括管理でもってラックという会社のサー

バーのほうで遮断することになってございます。これにつきましては、異常なメール等々が送られたと、異常なものにつながっていますよ、というような場合にはサーバー側で無断で遮断するということになってございます。よって、遮断はサーバー側で一括して行うという手だてとなっております。ちなみに、警告ランプ等の設置については、設置されていないところでございます。

以上です。

(「にせメール」の声あり)

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) あと、にせメールが入った場合どうなのだというご質問であったそうですが、にせメールにつきましては、各課等において私のほうから、知らないメールがあった場合には開くなというようなことで指示しているところでございます。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) 庁舎内のシステムについての質問に対するお答えいただきました。 総務課長さんからは、4月、5月はこの契約上のサポートでやってもらったということ ですが、私聞いているのは6月なものですから、6月はどうだったのかということです ね。6月はこの契約時のサポートでやっているのか、また4月、5月、このサポートと いう部分は有料なのか、無料なのかという部分も発生するのではないかと思います。そ ういった契約内容で契約ということですので、6月の作業の件と、このサポートという のは契約上いつまで有効なのか。それから、契約は見せていただいていませんから、契 約の中身で有料のサポートなのか、無料のサポートなのか、分かればお聞かせ願います。

次に、町長さんの定住、移住の件でお答えいただきました。先ほど私の再質問に対するお答えというのを、私の質問に対する一番最初の答えであってほしかったなと思います。これによって私は質問回数が1回減らされるわけです。私の権利が半分減らされてしまったと、3分の1減らされてしまったと。今後1回目の質問に対しての丁寧な返答を求めるものであります。

それでは、再質問いたします。対策本部等で総合戦略に盛り込むというお答えでございました。対策本部、今日考えたのか、以前から考えたのか、ちょっと分かりませんが、いつごろ立ち上げて、この戦略ができてから、盛り込むということですから、できる前にこの対策本部というのが立ち上がるのではないかなと、町長の答弁では想像いたしますが、こういった定住人口増のための対策本部等はいつごろ立ち上げる予定なのか、大体でよろしいですからお聞かせ願いたいと思います。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。
 - 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 大変言葉が足りなくて申しわけございませんでした。 サポートにつきましては、契約上は必要に応じてサポートをする、という契約になって ございます。ですので、4月、6月ということではありません。先ほど私が申し上げた

のは、切りかわったばっかりだったので4月と5月は常時在駐していただいたということになります。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町長、星學君。
- ○町長(星學君) 対策本部の設置はいつごろかということでございますが、人口ビジョン及び地方版総合戦略計画の業者が決定いたしまして、契約がその業者とされます。そうしますと事業が進むわけでございますので、その後になろうかと思います。

よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 答弁漏れました。 有料か無料かという質問もございました。このサービスにつきましては無料ということになってございます。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○7番(猪股謙喜君) ありません。
- ○議長(佐藤一美君) これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。 次に、5番、佐藤盛雄君。

(「議長、その前にちょっと発言させてください」の声あり)

- ○議長(佐藤一美君) 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) そういうことは昼を抜いて、あと盛雄君終わったら私1人ですので、 お昼を延ばしたらどうですか。傍聴人もいることですから、1時前に終わると思います ので、延長したらどうかなと思うのですが。
- ○議長(佐藤一美君) お諮りします。

昼食なしに引き続いて進めてよろしいでしょうか。

(「賛成」の声あり)

○議長(佐藤一美君) それでは、そのような引き続いて昼食をおくらせてやりますので、 よろしくお願いします。

5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) 議席番号5番、佐藤盛雄でございます。通告いたしました2つの点につきまして、これから質問させていただきます。具体的により突っ込んだ、概念的な抽象的な言葉ではなくて、具体的な答弁を求めるものでございます。

まず、第1点でございます。クラインガルテンの利用状況と今後の対策についてお伺いいたします。クラインガルテンが竣工してから5年が経過いたしました。2地域居住を推奨した佐藤前福島県知事の政策とも相まって、我々も大いに期待いたしました。しかし、東日本大震災や東京電力福島第一原発の事故の影響もあって、その後の利用者は少なくなっていると伺っております。現在の利用状況はどうなっているのか。3年の延長を条例化いたしましたが、再契約された方はいるのか。現在10区画が空いていると聞き及んでおります。その利用率を高めるためにどのような政策をとっているのかお伺い

いたします。クラインガルテン下郷ふれあい支援協議会での入居者との共同活動はうまく機能しているのか。また、加藤谷川流域活性化協議会という別の団体もございますが、それともいろいろとイベント等で連携をとっておりますが、その協議会との連携がうまくとれているのか。一方、利用料に関して他の同様な施設と比べて高いのか安いのか、高ければ利用料の引き下げも検討すべきであると思いますが、いかがでしょうか。町長は日ごろから、私は下郷町の営業本部長だというふうに述べておりますが、営業本部長としてこれからどのような営業努力をなさるのかお伺いいたします。

続きまして、2点目でございます。湯野上地域整備基本構想策定事業についてお伺いいたします。町長の公約の一つに(仮称)湯野上温泉会館構想がありますが、このたび湯野上地域整備基本構想策定事業が予算化されました。本年の5月に福島県景観アドバイザーの委員で有られる宮城大学の森山教授を含めて、2回ほど政策的なすり合わせをやったというふうに伺っております。町長はこのすり合わせの中で、この構想で何を主張し、どのようなコンテンツで事業を進めるのか、新しい観光のビジョンをどのように描いているのか、お伺いいたします。

また、湯野上地区住民の意見の聴取や関係団体との協議をどのように進めていくのか、 お伺いいたします。

町長は昨年黒川温泉に視察に行かれたと聞いておりますが、どういう方と行かれたのか。宮城大学の森山先生も一緒に同行したと伺っておりますが、行ってその成果、黒川温泉へ行って下郷町の湯野上の開発に何かいいヒントがありましたのかどうか。もしあったとすれば、これからどのような形でそういった黒川温泉の視察の結果を含めてこの構想に取り入れるのかをお伺いいたします。

以上2点についてお伺いしましたが、よろしくご答弁をお願い申し上げまして壇上からの質問を終わらせていただきます。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。
 - 町長、星學君。
- ○町長(星學君) 議席5番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えします。

まず、クラインガルテンの利用状況と今後の対策でございますが、現在の利用状況は どうなっているのか、につきましては、6月9日現在20棟入居、10棟空き家の状況とな っております。

次に、3年の延長を条例化したが、再契約された方はいるのか、についてのご質問ですが、3棟の再契約が成立しております。

次に、10区画が空いている、その利用率を高めるにはどのような対策をとっているのか、についてのご質問ですが、本年度よりクラインガルテン下郷ふれあい支援協議会の運営補助金を増額し、より積極的な宣伝活動をしてまいります。また、インターネットによる宣伝効果の向上を図るべく、ブログの更新頻度を上げると同時に体験活動や農業指導者関係者情報、利用者の生の声を反映できるように大規模なホームページのリニューアルを計画中でございます。さらに町内観光施設大内宿、塔のへつり、観音沼へのパンフレットやポスターで町外者へ紹介し、県外では北関東圏のJR、東武鉄道沿線駅の

宣伝活動を拡大してまいります。

次にクラインガルテン下郷ふれあい支援協議会での入居者との共同活動はうまく機能しているのかについてのご質問でございますが、当初10棟完成の平成22年度より実施しております夏季の納涼祭、秋季の収穫祭時に敷地内清掃を居住者と合同で実施し、6年目となる今年度も実施しますので、協議会と入居者との共同活動は有効に機能し、今後一層共同活動が機能向上するように図ってまいります。

次に、加藤谷川流域活性化協議会との連携はとれているのか、についての質問でございますが、加藤谷川流域活性化協議会の幹事として、クラインガルテン下郷ふれあい支援協議会の会長が、構成員として参加しております。当協議会の行事と三倉湿原の刈り払い、ナイトウォーク、観音沼冬の森体験、観音沼にはクラインガルテン入居者が参加が少数ながら見受けられました。将来はさらなる参加者が見られるように連携の強化を図ってまいります。

利用料に関して、他の同様な施設と比べ高ければ引き下げも検討すべきであると思うが、いかがですかについてのご質問ですが、ご質問のとおり空き棟数が10区画という現実が存在しておりますので、今後近県の同施設の入居費内容を再度精査し、年間維持費及び将来の維持管理費等や施設利用規則の緩和等を考慮し、引き下げが可能であれば今後十分に検討し、30棟全区画の入居を図りたいと思っております。

次、私の営業努力につきましては、昨年実施されました風評被害対策事業としてモニターツアーで訪れた方々や、東武トラベルの窓口でのチラシ配布などPRを努めてきたところであります。今後もPR活動をしていく考えであります。

次に、湯野上地域整備基本構想策定事業についてのご質問ですが、この構想での主張、コンテンツ、新しい観光のビジョンをどのように描いているのかということですが、湯野上地域は温泉地として古くは近隣町村から湯治客が、また野岩線がつながってからは温泉地会津の玄関口として多くの観光客が訪れ、町のにぎわいを創出してきた地域でありました。しかし最近では大内宿への玄関口でもあるにもかかわらず、バブルの崩壊からくる温泉旅行者の減退、経済不況からくる旅館、民宿の廃業など地域には危機感が広まっております。そのため、将来ビジョンの再構築とその実践に向けた地域内の体制編成が急務となっております。このような背景を踏まえ、本業務は湯野上地域の魅力や地域資源の活用方策を整理し、これから湯野上地域の目指す姿や地域整備の方針、推進体制等を検討し、湯野上地域整備基本構想として、取りまとめることを目的としております。

次に、湯野上地域住民の意見の聴取や、関係団体との協議をどのように進めるのかとのことですが、湯野上地域整備基本構想策定事業は、本町と大学間連携共同教育推進事業の共同実施に関する協定を結びました。宮城大学と連携し、湯野上には(仮称)地域振興推進協議会を設立していただき、学生の参画による調査やアイデアを取り入れた学生の検討結果を産、学、官の有識者会議でもみながら、それぞれの持つ知的資源を実施する事業としています。

黒川温泉視察の件ですが、今年1月23日から24日の2日間、本町のふるさと大使でも

あります宮城大学教授の森山雅幸氏と、下郷町観光協会から湯野上の星裕明氏、山名田 久美子氏らと熊本県黒川温泉に行ってまいりました。今でこそ人気の黒川温泉は、地の 利も悪いことから、余り知られていない温泉街でありましたが、自然の雰囲気を大切に した露天風呂をつくり、入湯手形を発売、四季を感じられる植物運動や看板の統一、そ して地域の意識改革により、今では全国有数の超人気温泉地となっていた場所でありま す。ここで感じたものは、景観もさることながら、熱意があればできるという地域の方 々の思いでした。これらの策定する湯野上地域整備基本構想については、湯野上地域の 旅館、民宿、商業を営む人、湯野上地域に暮らす人々とともに宮城大学、町の産、学、 官で構想を取りまとめ、実現に向けつくり上げたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。
 - 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) それでは、再質問させていただきます。

まず、第1点のクラインガルテンに関しましてが、30棟のうち10棟が今空いている状態。これだけの財産を持ちながら10棟も空いているというのは非常に残念で、これの有効利用というのはやることがやっぱり先決だし、これを進めました前町長、湯田雄二氏も残念がっていると思っております。再契約で3年間延長したのだけれども、3棟が再契約したけれども、それ以外はやらなかった。再契約をしないというその理由、何で、ここに5年間住んだわけですから、このよさ、魅力が皆わかっているわけですね。わかっていれば再契約してまた住みたいと思う。ある人には、またほかのところに土地を求めてうちを建てたいというようなつながりが出てくるわけですが、そういった行動が出てこないということは、何か原因があったのか。やはりいろいろ問題点もありますし、現実的にはなかなか難しい問題もあると思うのですが、そういう再契約に至らなかった理由をやっぱり分析して、それをやっぱり将来に結びつけるということが大切だと思うのです。ですから、再契約されなかった方のどういう理由で再契約されなかったのか。そういうところの聞き取り調査とか分析というのがやはり重要であると思っておりますが、その辺はおやりになったのかどうかまずお伺いします。

また、これの営業に関し、宣伝に関しましては、ネット関係でもいろいろ農業者を含めたネットのホームページをリニューアルするというふうに伺っておりますが、町のホームページも見てみますと、ほかの先進的なホームページを見るとちょっとお粗末と言ったら失礼かもしれないですが、もっとリニューアルして、生きた情報として提供できるようにやっぱり検討すべきだと思う。ですから、例えば支援協議会なんかとソバづくりやった、ソバ刈りやった、あるいはそば打ちやった、いろんな体験こういうものを録画して動画やネットで配信するとか、こういうものも当然必要だと思うのです。ただ写真を張りつけて見るだけではなくて、やっている人の生の動きを動画で配信すると、こういうことやっぱり必要だと思うのです。このこともホームページをリニューアルするということですが、その辺も含めて今後検討するのかどうか。あと、市場のターゲットは北関東圏ということでございますが、確かに東京、関東圏というのは少ないのですが、

今回DCキャンペーンもやっております。ですから、北関東のみならず、関東圏も含めてやはりどんどん営業をやるべきだと思っております。

それから、先ほど町長答弁されました宮城大学、あるいは兵庫県立大学と教育連携の協定を結ばれました。ですから、例えば宮城大学あるいは兵庫県立大学の大学のセミナーハウスに利用してもらうとか、学生たちが来ていろんな地域の研究をやらせるわけですから、大学でそのセミナーハウスを1棟借りてもらいまして、そこをベースキャンプにしていろんな活動をしてもらうとか、こういうことも一応検討する価値があると思うのですが、その辺町長いかがでしょうか。

あと旅行エージェント何社かあります。東武は今回東急観光と合併して、会社名何でしたっけね、名前ちょっと忘れましたけれども、そういうところと協定して、例えばの例ですけれども、40万円の利用料をちょっとダンピングして東武に買っていただいて、東武がさらに売ってその差額をマージンをもらうとか、そういうような方法も要するに旅行エージェントの販売力を利用した、そういう販売戦略なんかもおもしろいと思うのですが、そういったことも検討してみてはいかがでしょうか。

続きまして、第2点の湯野上温泉の基本構想に関しましてご質問いたします。さまざまな湯野上温泉の入り込み客の減少等いろんな原因がございますが、先ほど黒川温泉が以前低迷したものが、新しい風を入れることによって、今は全国区の温泉になっているということでお伺いしましたが、やはりやり方、方法論によってはまだまだ湯野上の魅力の再発見、新しい観光ニーズでお客様を呼び寄せることができると思うのですね。ですから、黒川温泉なんかは露天風呂構想で、要するに温泉がなければ魅力がない、また、ただの温泉ではなくていい露天風呂をつくることによって、全国各地からその露天風呂を求めてお客様が入ってくる。黒川温泉へ泊まりに行くのではない、黒川温泉の露天風呂に入って、結果的に露天風呂を利用したら泊まるという、そういう形で黒川温泉がかなりにぎわいを取り戻したというふうに伺っております。

それから、町長がまず(仮称)湯野上温泉会館をつくるのだということで公約で述べられましたが、町長が立候補するときに考えたその構想と、現在町長の今考えている構想、これはあくまでも同じなのでしょうか。ちょっとその当時の公約で申し上げたことと現在の感じは多少違っているのか。私は違って当然だと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

それから、湯野上地区の地域連携協議会を大学生を含めて立ち上げたということでございますが、やはり大学生の新しい感性というのは現在の我々の年代とは違った、時代を先取りした感性を持っておりますので、そういう意見も当然取り入れるべきだと思っております。あと、ただこの構想には要するに箱物ありきではなくて、やはり箱物をつくって何かを展示してという発想はぜひこれおやめになっていただきたい。箱物ではやっぱり人を呼びつける魅力がありません。ですから、箱物至上主義ではなくて、やはり黒川温泉ではないけれども、湯野上の露天風呂構想も考えるとか、湯野上温泉地域でもまだ本当の自然と合体した、いい場所の露天風呂をつくるロケーションがあるというふうに伺っておりますので、その辺も検討していただきたいと思っております。

まだまだ申し上げたいことございますが、答弁で検討いたしますという答弁ではなくて、ぜひこういうものをやりますと、検討するのならいつまでどのような形で検討するのか、というやっぱりそこまで突っ込んだ答弁を本当は求めたいのです。ひとつよろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) それでは、5番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えします。

再契約しない理由、その原因の分析、聞き取り調査は行ったのかということでございますが、この内容については私も十分に担当課とは話しまして、引き続き入居していただくようにお願いをしたらどうかということを申し上げた。その聞き取り調査は、内容まではしていませんが、これは担当の課長から申し上げたいと思います。

それから、ホームページのリニューアル検討ですが、これは十分リニューアルについて検討してまいりたいと思います。

それから、宣伝方法でございますが、北関東に限らず宣伝してくださいということですが、もちろんそういうつもりで宣伝をしていきたいと思います。

次に、大学のセミナーを利用しての宣伝はどうかということですが、これも今度は6 月中に大学生が来庁しますので、そのときにもそうした町の考え方を伝えたい、こう思います。

それから、東武トップツアーの販売戦略も利用してはどうかということですが、これも当然東武さんにお願いして、販売戦略のための方法を十分協議しながらやっていきたいと、こう考えております。

次に、湯野上地域の基本構想の関係でございますが、公約時と現在の構想は変わっているのか変わっていないのか、ということでございますが、私は公約時も現在も構想としては変わっておりません。やはり露天風呂、田舎情緒をあわせた、そして温泉街の一体化の再構築を図ると、練るという構想でございます。公約のときには(仮称)という名称で湯野上温泉会館と申し上げましたけれども、やはり黒川温泉に行っても公共施設はございます。旅行者が休息するところもあります。情報発信するところ、お土産品を買うところも南小国町で設置しております。そうしたことも踏まえながら、検討しながらやはり湯野上でも会議ができると、大会の主将会や監督会ができるような施設であることを私も考えておりますので、その辺については公約時と現在の構想も変わっておりませんので、構想の内容、中身については十分それを反映できるようにやっていただきたいと、こう思っております。

建物ということですが、それが今の箱物でございますが、そういう考えで公約と現在 の構想の関係。

大学連携して、それは十分に学生の意見、教授の意見を聞きながらそのような計画を、 また何といっても地域の考え方がまとまっていかなければ、地域には十分に話をして、 そして協力体制を結んでいくということでございます。

黒川温泉は全国有数な地でございますが、ここに全く湯野上温泉は似ています。まし

てや湯野上のバイパス計画ございまして、この黒川温泉も熊本と別府、要するに熊本県と大分県の結ぶハイウエーがそのためにどのようにしていったらば振興策がとれるか、お客さんが増えるかということで、そういう危機感を持ってこの黒川温泉の計画を進めたということを視察に行って聞いてまいりました。ぜひとも年間27万人の宿泊客が来るような黒川温泉の負けないような地域づくりをしていくことが大切であると思っております。

以上です。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) 聞き取り調査の件でございますけれども、そういった部分は特にしておらないのが現状になっております。しかし、懇談会等ございまして、その中での利用者のお話の中のニュアンスでいけば、もう年齢的な部分もありますよ、あるいは家庭の事情もあると、あるいは冬の積雪状況のこともあるということで、もろもろの部分が原因して継続契約に至らないというふうなことかなというふうに思っておりますが、議員おっしゃるとおり分析してそれの解決というふうなことが非常に大切だと思いますので、書面にはあらわすことができませんけれども、プライバシーの問題に係る部分もあるので、そういった点も踏まえて、これからきちんとそういった部分を把握していきたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問はありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) まず、クラインガルテンに関しましては、いろいろ聞き取り調査、事情を聞きますと、なかなか難しい。若い人が入ってくるかというと、若い人はなかなか入ってこない。ただ、団塊の世代が何百万人もいるわけですので、東京で会社で定年になった後、そういうものがこういうクラインガルテンとかあるいは2地域居住とか、あるいは別荘とか、そういう形で求める人はもうかなりの数になっているのです。ですから、そういう潜在的なニーズがあるのですから、やっぱりそういう人にターゲットを絞った、もっと営業活動というのをやるべきだし、ホームページも今のホームページはしょうがないですので、町長、動画を導入するまでの答弁はいただけなかったのですが、やはり生の情報を動画で発信するとか、そういうものもやっぱり首都圏に向かって、ネットですと全国、全世界に発信するわけですので、そういう下郷町のよさをやはりオンタイムで発信するというような、そういうものの宣伝というのも必要だと思っております

それから、湯野上温泉の基本的な考え方は、町長は変わっていないというふうにご答 弁いただきましたが、要するに私が考えていたのは、温泉会館という箱物をつくるのだ という発想だったものですから、やはり箱物ありきではなくて、具体的な、例えば露天 風呂とかいろんなものを含めた中にただ結果的に箱物があるという発想だといいのです けれども、初めに箱物ありで、あとほかのものが附属ではだめですので、やはり箱物で すと最後に耐用年数過ぎて例えば30年、50年なって壊す場合の要するにゼロにもっていく場合までのいろんな維持経費、壊す場合の経費、相当な経費かかるわけですね。当然それを箱物を管理する人も必要だし、人件費がかかるわけですので、そういったつくった後の維持管理経費、こういうものが町の財政できちっとやっぱり将来的に保証できる、そういうものを検討しないと、やはりでっかい建物をつくって見た目は立派ですけれども、つくった後そんなにお客が入らない、維持管理がかかると、そういうようなことがないような発想でやっぱりやっていただきたいということでございます。検討するということでございますが、検討したら、町長ぜひ検討した結果、いつ検討したのか、どういう形で検討したのか、そういうことをやっぱり議会にフィードバックしてもらわないと、我々が質問すると検討しますということで、では我々前に質問した検討しますという答えがいまだに返ってこないのがいっぱいあるのですね。ですから、検討した結果というのは誰とどのような形で検討したのか、検討した結果どうなったのか、というのをやはり我々にお知らせ願いたいというふうに思っております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 要望ですね。質問。
- ○5番(佐藤盛雄君) 要望ではない。質問あったと思います。
- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) クラインガルテンの営業活動がもっと必要だということでございますが、 それはごもっともでございます。今後とも営業活動をしっかりとやっていきます。

それから、湯野上温泉の基本構想の策定事業については、箱物ありきという構想でなくて、やはり先ほど申し上げましたように、田舎情緒があるそういう温泉街にしたいということございますが、建物、箱物についてもその中に内容に含まれるという考えでございます。財政的な問題も含めまして、その結果をできたならば議会のほうの皆さんに報告しながら、そして実施計画づくりにしてまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○5番(佐藤盛雄君) あるけれども、いいです。
- ○議長(佐藤一美君) これで5番、佐藤盛雄君の一般質問を終わります。 次に、8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 8番、室井亜男、2件ほど一般質問をいたします。

最初に、土木工事等の発注についてお伺いをいたします。平成27年度の建設工事の入 札執行が6月5日に行われたと聞きますが、今までの例年だと早期発注は5月の連休明 けに執行されており、今までより非常に遅かったと思います。そこで質問をいたします が、非常に発注が遅かった理由は何なのか。2つ目に、町内の建設業者は今現在何社あ り、今回の発注では何件入札を執行されたのか。その内容を土木工事または舗装工事な ど業種別にひとつ教えていただきますようお願いを申し上げます。3つ目に、今回の入 札結果、発注した総額で結構ですので、土木工事、舗装工事などの業種別に教えていた だきますようお願いを申し上げます。4つ目に、今回発注された工事箇所はいつごろか ら現場に着工されるのか。また1カ月もされないと困りますので、いつごろから着工されてよろしいのかお伺いをいたします。最後に、この次の工事発注はいつごろになるのでしょうか。また、まだまだ予算は残っているのでしょうか、お伺いをいたします。

2つ目に、下郷町社会福祉協議会について質問をいたします。昨年まで会長が元町役場職員の民間人がついておりましたが、現在は町長が会長になっているようですが、なぜなのか理由を教えていただきたい。町との委託契約を締結していると思われますが、補助金関係で民法108条により、町長、星學と、会長、星學では契約をできないと思いますが、紛らわしい契約をとっているように見えますが、誰と誰の名義で町の補助金の契約をしているのか、お知らせをいただきますようお願いを申し上げます。

3つ目に、町から町社会福祉協議会には補助金や委託料などどれくらい支出しているのか。今年から町社会福祉協議会には事務局長を新たに置き、元総務課長だった人を雇っているようですが、昨年まで不在だった事務局長がなぜ必要なのか。この事務局長に対しては幾ら給料を払っておるのか。この事務局長を雇ったことにより、町からの委託料または補助金に変動はあるのか。今回の一般会計の補正予算の中身をひもといてみますと、社会福祉協議会の補助金として256万1,000円の補正予算をとっておりますが、これが事務局長の給料なのか、お伺いをいたします。

最後に、町社会福祉協議会の積み立て基金は現時点で幾らあるのか。私があそこの監査をやっていたときには、特別会員は2,000円のものを3,000円にして、その1,000円を基金に回し、一般会員は500円のものを1,000円にして、その値上げをした500円を基金に回し、さらには法人会員を年間1万円にして、それを十五、六社までとりましたけれども、そういうようなことをして、この積み立て基金というものを増額をして現在に至っておりますので、この積み立て基金が余りにもあることから、こういうふうな事務局長を雇って、私から言えば無駄な事務局長ではないかと思いますので、明快なる答弁をお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 8番、室井亜男議員の質問にお答えします。

1点目の土木工事等の発注についてのご質問でございますが、工事等の発注を実施するためには、通常現場測量、図面作成、数量計算等の工程を得て工事費の積算を行う工事設計書が必要となります。今回の早期発注工事の入札日は、ご質問のとおり6月5日でした。昨年度は5月16日に行われました。過去10年間においても早期発注工事入札は5月11日から5月25日間で実施されました。

初めに、1点目の発注が遅かった理由はなぜかとのおただしでございますが、建設課においては、長年経験を持つ技術者により設計図書を作成して5月中の早期発注を実施してまいりました。今年度も例年と同様に5月の発注を目指し懸命に努力しているところでございます。設計書の作成が思うように進まなかったことが原因ではないかと思っております。

次に、町内建設業者及び発注件数でありますが、指名参加名簿において土木一式業者

が13社、舗装業者が9社であり、そのうちのどちらの名簿にも重複する業者が7社あります。また、6月5日の入札件数ですが、土木工事が7件、内訳として道路維持工事が5件、河川工事が1件、道路災害復旧工事が1件です。舗装工事は4件です。

続いて、発注総額については、契約額で土木工事費が2,805万8,400円、道路維持費が2,233万4,400円、河川工事が471万9,600円、道路災害復旧工事が100万4,400円、舗装工事が1,642万6,800円です。

次に、いつごろから現場着工されるのか、につきましてですが、契約工期が6月9日 となっておりますので、それぞれの施工業者の準備が整い次第施工を開始すると思われ ます。

次に、次回工事の発注時期及び予算の残額についてでございますが、現在も工事設計書の制作を進めている状況でありますので、ある程度の発注工事がまとまり次第随時入札を執行し、実施予定でございます。また、工事費予算の残額については、これにより補助事業等の発注も予定しておりますし、工事内容については施工時期等も勘案しなければなりませんので、適時に発注できるように予算残額を考慮しております。

次に、社会福祉協議会についてのご質問でございますが、1点目の私が会長になったのはなぜなのかと、理由を教えてとのご質問でございますが、今後見込まれる社会福祉法人制度の見直しとして、国では平成26年8月社会保障審議会福祉部会が設置され、法人改革について審議され、今国会に提出されました。6月中に成立し、28年の4月1日から一部執行される見込みとなり、今後対応が必要となります。よって、社会福祉法人制度の改革が必要となりますので、会長としての責任の明確を考慮し、平成27年1月30日開催の下郷町社会福祉協議会評議委員会において理事に選任され、2月18日開催の下郷町社会福祉協議会第1回理事会において理事の互選により会長に選任していただき、同日下郷町社会福祉協議会会長に就任したところでございます。

続きまして、2点目の町との委託契約の締結についての質問でございますが、町が下郷町社会福祉協議会に委託しているのは、下郷町老人福祉センター管理運営委託、在宅介護支援運営事業委託等がありますが、委託契約については室井議員ご指摘のように民法第108条の双方代理の規定に抵触しないで契約を締結するため、下郷町長、星學と、下郷町社会福祉協議会副会長、芳賀善一との間で委託契約を締結しているところであります。

次に、3点目の補助金や委託料などどれくらい支出しているのかとのご質問でございますが、補助金につきましては社会福祉法人下郷町社会福祉協議会事業に対し1,295万4,000円となっております。これは事務局職員2名の人件費であります。委託料につきましては、在宅介護支援センター運営事業に対して171万6,000円、老人福祉センター管理運営委託につきましては85万8,275円となっておりますが、補助金、委託料ともに1年間の実績により精算することになっております。このほか身体障害児訪問入浴サービス事業、要介護認定調査、介護予防サービス支援計画作成、自立支援ホームヘルパーサービス事業を委託しておりますが、これらは単価契約でありますので実績件数により委託料の額が決定するものであります。また、事務局長を配置した理由及び給与についてのご

質問でございますが、配置した理由につきましては、社会福祉法人下郷町社会福祉協議会が設立された昭和56年2月以来慣例として当時の住民課長、あるいは老人センター所長が事務局長に立っておりましたが、この事務局長の配置方法が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、平成12年法律第50号に抵触するおそれがあるため、平成22年4月1日に社会福祉協議会職員を事務局長として配置し、その職員が退職した平成24年4月1日から今年3月31日までの間、事務局長が不在となっておりました。このため、法律に抵触しない方法として、事務局長を外部から登用して配置し、経営組織のガバナンスの強化と事務処理等の迅速化を図ったところであります。事務局長の給与につきましては、社会福祉法人下郷町社会福祉協議会役員報酬及び役員等費用弁償規程によりまして、報酬額を21万円と定めているところであります。また、このことにより委託料は補助金に変動はあるものか、との質問でございますが、今回の補正予算において補助金256万1,000円を増額計上したところでありますので、よろしくお願いします。続きまして、4点目の積み立て基金の現時点で幾らあるのか、との質問でございますが、平成27年3月31日現在で福祉基金の残高は4,872万6,996円となっております。以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はございませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 6月5日に建設業界の入札があったわけでございますが、冬のうちから早く雪が消えないかなというようなことで、各業者は仕事がないのに従業員に給料を払い、自分の倉庫などを、さらには土場などを整理しながら早く仕事が出ないかなというようなことで、本当に心待ちをしておるわけでございました。でも、3月の定例議会が終わり、4月いっぱい、さらには5月のいつもなら連休明けに出るのだがな、こういうような建設業界の人たちが心待ちにしておったわけですが、5月いっぱいも出ない、6月になってからようやく出たというようなことで、さらには建設業全部には行き渡らないような数が少ない。私は、今回の人事異動で建設課の設計等に携わるスタッフというものの専門職というものが人事異動をさせて、そこに1人新しい余り設計をやったことないような人を採用をして、そこにつけて、1人余り積極性のない職員を前から置いてということを私は役場全体の中がお聞きをしておりますが、こういうようなことを今後はないように、町長、今まで連休明けに入札をしたわけですから、来年あたりはこのぐらいに間に合わせるような、やはり積極性というか努力を私はやるべきではないなのか思いますので、町長のお考えをここで聞きたいと思います。

また、今回の発注した金額を全体的から言わせますと、3月の新年度予算から何%ぐらい出したことになるのか、この一言だけお伺いをいたします。

社会福祉協議会のことで補正予算の中で後で一般会計の中の補正で256万1,000円というものが私ちらっと見たらば非常に気になったわけですが、町長、素直に事務局長の給料である。というようなことをおっしゃいましたが、法人関係に福祉法人というものが6月になるということで、この辺もやむを得ないのかなとは思いますけれども、我々一般から申しますと、今まで役場職員の辞めた方が初代は水門の佐藤清松君、または塩生

の義紀君、それから隆雄君だとかこういうような人たちが理事長ということで、一応1週間のうちに2日とか3日ぐらい行って、1カ月6万ぐらいの給料しかもらっていなかった。5、6万です。そういうことを聞いた場合に、果たして今まで理事長というものが1週間に2日、3日行っていて、今回役場職員をやめた方が事務局長ということをやっていたということは、今までは何だったのだろうか。給料のその頃は何だったのだろうか、事務職そのものは何だったのだろうか、我々素人から言わせると、そんなに事務局長を置くほどの事務があり、給料を払わなければならないのか。町長、もう一回この点に対してお伺いをいたします。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町長、星學君。
- ○町長(星學君) 室井亜男議員の再質問についての質問にお答えします。

大変経済動向を心配しながら入札目が遅れたということは、大変申しわけないと思っております。口で言っても実施日が1カ月も遅れてしまっては、これはごもっとな話です。今後は努力、積極性を十分に職員に伝えたい。少ない人数でどのように効率を上げるか、私も担当課長をしたときはそのようなときもありました。予算の確保に十分に配慮して、責任の転嫁をしないように若手を育てる、そういうことを踏まえて事務の効率化を図ってまいりたいと思います。全体のパーセントは、私は資料として持っていませんが、今年度予算計上したのは土木、道路改良、舗装維持、河川改良、災害等で44カ所当初予算であげています。最初の入札は12カ所でございましたので、残りの件数はわかると思います。そのパーセントは出しておりません。

次に、事務局長の配置でございますが、私は社会福祉法の一部を改正する法律の改正に基づき、28年4月に実施するであろう経営組織のガバナンスの強化、事務事業の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施責任、行政関与のあり方というものが改正点に挙げられております。このようなことで所轄庁による指導監督の機能強化を図るために設置したものでございます。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) 再質問はありませんか。
 - 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 早目に入札を早期発注をしていただきたい。町長、建設課長を中心 として職員の指導徹底をひとつよろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、町社会福祉協議会の積み立て基金は現時点で幾らあるか、4,872万円、大分使ったなと。私があそこの理事をやっていたとき約8,000万円目標で6,000万ぐらいまでしたのです。バスを買って1,600万円を使ったからこのぐらいなのかなとは思いますけれども、この基金というもの、やはりこれから老人がふえるわけでございますので、もう少し基金というものを増額をしているような施策というものを会長として、これからやはり努力をしなければならぬと私は思います。町長の一言ご答弁をお願いします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町長、星學君。

- ○町長(星學君) 基金管理については、基金の積み立て額については、先ほど申し上げましたとおりで4,872万6,996円になっておりますが、そのほかの事業については皆さんのご協力により社会福祉協議会で運営している事業については繰越金もかなり出ていまして、その積立金も十分になされているようでございます。そんなことで、十分に指導監督を目を光らせながらその運営に当たっていきたいと、こう考えておりますので、ご理解ください。よろしくお願いします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁漏れはございませんか。
- ○8番(室井亜男君) なし。
- ○議長(佐藤一美君) これで8番、室井亜男君の一般質問を終わります。 これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は、明日6月12日であります。議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 本日はこれにて散会いたします。 本日は本当にご苦労さまでございました。(午後 0時36分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月11日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成27年第2回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	平成27年6月8日						
本会議の会期	平成27年6月8日から6月12日までの5日間						
招集の場所	下郷町役場議場						
本日の会議	開議 平成27	7年6月12	2月 午	前10時00分	議長	生 藤	一美
	閉会 平成27	7年6月12	2 日 午	後 1時07分	議長	生 藤	一美
応 招 議 員	1番 星	正	延	2番 佐藤	孔 一		
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉明		
	5番 佐	藤盛	雄	6番 星	政 征		
	7番 猪	股 謙	喜	8番 室 井	亜 男		
	9番 山	田	武	10番 星	輝 夫		
	11番 小	玉 智	和	12番 佐藤	一美		
不応招議員	なし						
出席議員	1番 星	正	延	2番 佐藤	孔 一		
	3番 佐	藤	勤	4番 星	嘉明		
	5番 佐	藤盛	雄	6番 星	政 征		
	7番 猪	股 謙	喜	8番 室 井	亜 男		
	9番 山	田	武	10番 星	輝 夫		
	11番 小	玉 智	和	12番 佐藤	一美		
欠 席 議 員	なし						
会議録署名議員	4番 星	嘉	明	5番 佐藤	盛雄		
地方自治法第	町 長	星	學	副 町 長	玉 川	—	郎
121条の規定	参事兼総務課長	五十嵐	正俊	参事兼税務課長	室 井	孝	宏
により説明の	町民課長	星	昌 彦	健康福祉課長	渡部	善善	_
ため出席した	産業課長	佐 藤	壽一	建 設 課 長	室 井	= -	弘
者の職氏名	主幹兼会計管理者	星	永津子	教育委員会教育長	渡部	岩	男
	教育次長	星	修二	代表監査委員	渡部	正	晴
	農業委員会会長	渡 部	和夫	農業委員会事務局長	湯田	真	澄
本会議に職務	事務局長	大 竹	義則	書 記	荒り井	康	貴
のため出席し	書記	大 竹	浩 二	· •			
た者の職氏名							
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件名	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

平成27年第2回下郷町議会定例会議事日程(第3号)

期日:平成27年6月12日(金)午前10時開議

開	議				
日程第	1	報告第 2号	平成26年度下郷町一般会計の繰越明許費について		
日程第	2	報告第 3号	専決処分の報告について		
			(専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について)		
日程第	3	議案第40号	専決処分につき承認を求めることについて		
			(専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設		
			定について)		
日程第	4	議案第41号	専決処分につき承認を求めることについて		
			(専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条		
			例の設定について)		
日程第	5	議案第42号	専決処分につき承認を求めることについて		
			(専決第5号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正す		
			る条例の設定について)		
日程第	6	議案第43号	専決処分につき承認を求めることについて		
			(専決第6号 平成26年度下郷町一般会計補正予算(第		
			7号))		
日程第	7	議案第44号	専決処分につき承認を求めることについて		
			(専決第7号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計		
			補正予算(第5号))		
日程第	8	議案第45号	教育委員会委員の任命について		
日程第	9	議案第46号	人権擁護委員候補者の推薦について		
日程第二	1 0	議案第47号	固定資産評価審査委員会委員の選任について		
日程第1	1 1	議案第48号	固定資産評価審査委員会委員の選任について		
日程第二	1 2	議案第49号	下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定に		
			ついて		
日程第1	1 3	議案第50号	雪寒建設機械購入契約について		
日程第1	1 4	議案第51号	消防ポンプ積載車購入契約について		
日程第二	1 5	議案第52号	町有財産の無償貸し付けについて		
日程第1	1 6	議案第53号	平成27年度下郷町一般会計補正予算(第1号)		
日程第1	1 7	議案第54号	平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1		
			号)		
日程第1	1 8	議案第55号	平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)		
日程第二	1 9	議案第56号	平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1		
			号)		

日程第20 議案第57号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

散 会

閉 会

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

皆様にお願いします。議場内の気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。町 執行部の皆さんにもご協力をいただくようお願いいたします。

日程第1 報告第2号 平成26年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長(佐藤一美君) 日程第1、報告第2号 平成26年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

職員に報告第1号を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本件について説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) おはようございます。それでは、報告第2号 平成26年 度下郷町一般会計の繰越明許費についてご説明申し上げます。 2ページをお開き願いたいと思います。

初めに、2款総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成28年1月1日スタート予定であり、本事業につきましては予算繰越額447万3,000円、財源区分として国庫支出金276万6,000円、一般財源170万7,000円にてシステムの構築を進めているところであります。契約期間は、税務系システムの業務委託が平成27年7月31日まで、福祉系システムが平成27年11月30日までとなっているところであります。

次に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)でございますが、総務費においては、まち・ひと・しごと創生法において策定の努力義務が課せられています人口ビジョン及び総合戦略計画策定業務972万円、先行型事業として実施します湯野上地域整備基本構想策定事業594万円の事業、合わせまして1,566万円が繰り越しされ、民生費では高齢者の移動支援のための高齢者タクシー助成事業700万円、農林水産業費では新規就農者等の支援事業として夢ある農業担い手育成支援事業366万円、教育費では教育に係る保護者負担の軽減策として学校給食補助事業627万3,000円が地方創生先行型事業として、総額で3,259万3,000円が繰り越されております。財源区分につきましては、国庫支出金で総額2,800万円となっておりまして、既に収入済みとなっているものです。一般財源は、先行型総額で459万3,000円となっているところです。総務費の人口ビジョン等の策定事業につきましては、昨日、11日になりますが、契約を交わし、契約期

間は平成28年3月20日までとしたところであります。湯野上地域整備構想策定事業につきましても町長の提案理由説明でもありましたように、宮城大学との基本的打ち合わせも終えましたので、近く契約の運びとなる予定です。

7 款商工費の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、こちらは地域消費喚起・ 生活支援型でございますが、これは町商工会に委託して実施します消費喚起プレミアム 付き商品券発行事業であります。予算繰越額1,250万円で、財源区分につきましては国庫 支出金として1,200万円、一般財源50万円となっているところです。今年度のプレミアム つき商品券の発売は、あす13日からの発売予定となっているところであります。国庫支 出金1,200万円につきましても既に収入済みとなっているところです。

11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧事業(十文字地区)につきましては、昨年8月の台風11号被害における十文字堰の復旧工事に係るものであります。予算繰越額502万6,000円で、財源区分につきましては県支出金として393万3,000円、一般財源109万3,000円となっております。十文字堰の改修工事の契約期間は、平成27年10月30日までとなっているところであります。

同じく台風11号被害における公共土木施設災害復旧事業(町道大松川音金線)でありますが、繰越額は752万円で、財源区分につきましては国庫支出金414万2,000円、災害復旧事業債230万円、一般財源107万8,000円となっています。本工事につきましては、平成27年5月22日に工事が完了しているところでございます。

以上、これらの事業につきまして平成27年第1回定例会におきまして繰り越しのご議決をいただいたものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整しましたので、報告するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 1つだけ聞いてみたいのですが、現在までタクシー券というものは何人ぐらいになっているのか。去年は1回500円であったわけでございますが、今回1,000円あたりに上がったのかどうか、この2つに対してちょっとお聞きしてみたい。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) ただいまのご質問でございますが、タクシー券、平成27年度分につきましては約500人ほどの申請がございます。そして、あともう一点は、昨年まで1回の乗車につき500円ということで助成券1枚の使用でございましたが、本年度より2枚まで、1,000円まで利用できるように改正いたしましたので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) 災害復旧関係についてお伺いします。 昨年台風で十文字堰の取水口、頭首工関係で被害が出たということで繰り越ししたわ

けですが、本年度の稲作の作付、水の利水ですね、その関係で支障がなかったのか。また、10月までの工期だという話ですが、これからの水利用に工事関係を含めて支障がないのかどうか、その辺1点だけお願いします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長(佐藤壽一君) ただいまの十文字堰に対する支障なかったのかというふうなお話でございますけれども、仮の通路を通しておりましたので、稲作の耕起あるいは田植え等には影響がございませんでした。なお、工期は10月30日までになっておりましたけれども、ほとんど本体工事終わりまして、6月中、今月中には完了の見込みを持っております。

以上です。

○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号 平成26年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第2 報告第3号 専決処分の報告について(専決第8号 損害賠償の額の決定及 び和解について)

○議長(佐藤一美君) 日程第2、報告第3号 専決処分の報告について(専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について)の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 報告第3号 専決処分の報告についてご説明を申し上 げます。

議案書4ページをお開き願いたいと思います。本案件は、平成26年10月23日午後3時30分ごろ、町道沼尾1号線において、北海道札幌市清田区北野2条2丁目10番地25、佐々木審氏が所有する自動車にのり面から落ちてきました直径2センチから3センチの転石により2カ所ほど損害を与えてしまいましたので、町道の管理責任上から損害額の100%に当たる12万4,857円を損害賠償の額と定めて和解し、去る4月27日専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

また、この賠償額につきましては、全国町村総合賠償保険からの保険金の支払いを受けておりますことをあわせてご報告申し上げます。

以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 1つだけ聞いてみたいのですが、去年の10月から今年の4月まで、 今まで6カ月ぐらいたっているわけでございます。なぜこんなにたったのか。1つは、 今は100万円以上でないと損害賠償は我々のほうに議会の可決を求めることではなく、専 決でやってよろしいですよということを100万円以内はできているわけでございますが、 なぜ今まで6カ月ぐらいかかっているのか。なぜ今ごろ報告になっているのか。3月に はできなかったのかどうか。日にちに対してお聞きをいたします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

○建設課長(室井一弘君) それでは、今ほどの質問についてお答えいたします。

所有者であります佐々木氏でございますが、車で全国を旅しておりまして、その途中 で沼尾線のほうに入り、町道からの石が落ちて車に損害を与えたということで、その後 も旅行を繰り返しておりまして、最終的に北海道に戻って地元の工場で直したいという 話でございましたので、遅くなってしまいました。申し訳ございません。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。 3番、佐藤勤君。
- ○3番(佐藤勤君) 町道ということで町の管理にあるわけですけれども、この事故を参考 にしまして、他の町道の箇所も調査したと思いますけれども、このような箇所は何カ所 くらいあったのでしょうか、具体的に回答願いたいと思います。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。 建設課長、室井一弘君。
- ○建設課長(室井一弘君) それでは、今ほどの質問についてお答えいたします。

国土交通省のストック調査において、各町道の構造物等について5年間で全てのもの を調査しなくてはいけないということでただいま実施しているところでございまして、 実際危険な箇所と思われるところについては通行止め等の処置をしております。現実に 今の段階で何カ所あるかということについては、お答えはできないということでご理解 いただきたいと思います。

(「了解」の声あり)

○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

報告第3号 専決処分の報告について(専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解に ついて)の件を終わります。

郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について)

日程第4 議案第41号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第4号 下 郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について)

○議長(佐藤一美君) この際、日程第3、議案第40号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について)、日程第4、議案第41号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第4号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について)の件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。税務課長、室井孝宏君。
- ○参事兼税務課長(室井孝宏君) それではまず、議案第40号 専決第3号 下郷町税条例 の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の改正が平成27年3月31日公布され、 4月1日から施行されましたので、町条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、法人税法の規定を地方税法の規定などと法改正に伴う字句の改正及び条項の繰り下げ等に関する箇所を除きまして、主な改正点を新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開き願いたいと思います。まず、第2条第3号、右側の改正前または名称のアンダーラインの部分を左側の改正後のアンダーラインの部分、法人にあっては以下に続く長い文面となりますが、いわゆるマイナンバー制度に関する改正であり、次の第4号においても同様であります。この改正により各法人は、法人番号を記載することとなります。以下、3ページの36条の2の第8項などに同様の改正が順次個人番号、法人番号との名称が出てきますが、同様な措置の改正となります。

なお、これらの改正の行政手続は、平成28年1月から社会保障、税、災害対策に使用 されます。税といたしましては、各種申告や給与支払い調書などに個人番号、法人番号 が記載され、使用されることになります。

次に、4ページの下段、第47条の5の改正につきましては、年金からの仮特別徴収の 改正規定であり、1年目の最終の本徴収の額と同額を次年度の仮徴収において仮徴収す る制度でありますが、現在次年度の税額が少なくなった場合において還付金が発生する 不具合が生じることから、それらを改正するための措置であります。

以下、法改正に伴う条ずれ、文面の整理、番号法関連でございますので、飛びまして13ページをお開き願いたいと思います。 附則第7条の3の2につきましては、消費税の再引き上げが本年10月1日から29年4月1日へ1年半延長されたことに伴う住宅ローン等に係る期間の延長であります。 適用は、平成27年4月1日からとなります。

次の14ページ、附則第9条、寄附金控除に係る申告の特例であります。ふるさと納税 に係る特別控除の上限を個人住民税所得割の現行1割から2割にするものであり、平成 28年度分以降について適用されます。また、確定申告が不要な給与所得者等への利便性の向上を図るため、確定申告をすることなく寄附金控除が受けられる制度の創設が設けられました。これらにつきましては、平成27年4月1日以降に行われる寄附について適用されます。

以下、個人番号及び特例の延長関連ですので、次の22ページ、第16条の軽自動車税の 税率の特例及び本文2条関連でございますが、新旧対照表の40ページにも軽自動車の改 正についてありますが、これらにつきましては後ほど別紙説明資料を準備させていただ きましたので、最後にそちらでまとめて説明させていただきたいと思います。

次の新旧対照表23ページの中段、改正前、第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、ここで削除いたしまして、議案書の本文のほうの16ページの中段のほうに出てくるのですけれども、そこに記載があるのですが、附則第5条で町たばこ税に関する経過措置として、旧3級品の紙巻きたばこですか、これらは、わかばとかエコー、ゴールデンバット等でございますが、平成28年4月1日から3年間をかけて特例税率を廃止するものであります。内容といたしましては、平成29年3月31日までが1,000本につき2,925円、平成30年3月31日までが1,000本につき3,355円、平成31年3月31日までが1,000本につき4,000円という形になります。

次に、新旧対照表23ページの第16条の3、上場株式等の特例でございますが、平成28年 1月1日以降に支払いを受ける特定公社債等の利子について、申告した場合には所得割 の課税対象として100分の3の税率に分離課税の追加でございます。

以下25ページの第19条、26ページの19条の2につきましては、株式等に係る上場株式等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とする改正で、平成29年1月1日から施行されます。

次の第19条の3以降の改正につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するものであります。これらのことにより以下の各改正は、条文をそれぞれ繰り上げ、条項の整理を行うものでございます。

それでは、最後に軽自動車税の改正を皆様のほうに配付してあると思うのですが、別紙説明資料に基づき説明したいと思います。別紙説明資料をごらんいただきたいと思います。軽自動車の改正につきましては、平成26年9月の定例議会におきまして可決いただき、平成27年4月1日から適用とすることになっておりましたが、国の景気対策等の理由により、平成27年度税制改正に伴い1年間適用が延長されました。また、平成28年度課税から軽4輪等においても普通自動車と同様な環境等に配慮したグリーン化特例、軽減課税が追加適用となります。

まず、説明資料の①なのですけれども、原付、軽 2 輪、小型 2 輪等のバイク等でありますが、例えば原動機付自転車、50cc以下ですと、今年度は今までと同様な1,000円の税額、平成28年度からは2,000円という形になります。以下、同様な改正内容でございます。

また、今年度につきましては耕運機等の小型特殊自動車等についても従来の税額となります。これらが適用1年間延長の件でございます。

次に、②の軽自動車等のグリーン化特例でありますが、例えば一番下段の欄の貨物用、

自家用、これは軽トラック等が該当しますが、平成27年4月1日以降の新規登録につきましては、本来5,000円の税額となっておりますが、これがグリーン化特例に該当しますと環境性能によって第16条の1、これは(A)は、これは約75%の軽減の1,300円となります。次の第16条の2、(B)でございますが、これが約50%の軽減の2,500円。次の欄の16条の第3項、(C)は、約25%軽減の3,800円の税額になります。また、各A、B、Cの違いにつきましては、表の下に記載しております環境性能によることになります。

なお、裏面には今回変更とならなかった平成27年4月1日以降登録の税額や13年経過車の税額が記載されておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次に、引き続き、議案第41号、専決第4号、下郷町税特別措置条例の一部を改正する 条例の設定についてご説明いたします。

改正内容につきましては、新旧対照表の44ページをお開き願います。第3条、過疎地域における課税免除につきましては、適用を延長するものであります。平成27年3月31日を平成29年3月31日と改正し、あわせて条文の内容を租税特別措置法を定めた表に基づき、第2条第1項の表の第1号の次に第2欄を追加し、第12条第1項の表の第1号の第2欄と詳しく明記するものであり、内容の変更はございません。以下も同様に詳しく明記するものでございます。

次の第4条、集積区域における課税免除につきましては、平成28年3月31日と。第5条、振興山村の区域における不均一課税につきましては、平成29年3月31日と適用期間を延長するものでございます。施行は、平成27年4月1日となります。

以上で議案第40号及び議案第41号の説明を終了いたします。

専決第3号及び第4号につきましては、地方自治法第179条第1項本文の規定により平成27年3月31日専決処分いたしましたので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 税務課として原付または小型特殊、または小型特殊のローダ等、または軽4輪、3輪、または軽自動車、こういうようなものが今回値上がりをした場合にどのぐらい全体で概略で結構ですが、増額になるのか。自動車の2輪関係、自動車だけちょっとお聞きしたいのですが、どのぐらいの増税になるのか教えていただきたい、概略で結構です。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。税務課長、室井孝宏君。
- ○参事兼税務課長(室井孝宏君) それでは、ただいまの質問に対しまして、今回増額でありませんので、1年間延長ですので、減額という形になります。今後議案第53号の平成27年度の一般会計補正予算にも出てくるのですが、これが議案書の72ページに出てくるのですが、期間1年延長することによって、当初予算では去年の9月の議会におきまして4月1日から増額ということの議決をいただき、平成27年4月1日から増額のはずだったのですが、先ほど説明しましたように1年間延長になりましたということで減額と

いう形になります。それで、72ページの歳入におきまして126万7,000円を収入見込み額減として計上してございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質疑ありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) ふるさと納税関係のことでお伺いいたしますが、全国的にふるさと 納税の寄附がかなり多くなっておりまして、下郷町も多少あるのでしょうけれども、今 回の町民税の個人の、要するに寄附することによって各住民税の……要するに住民税からその分が経費として控除されるということになると思うのですが、金額によって違う と思うのですが、それは具体的に、例えば3万円寄附した場合に地方税で幾ら減免されるのか、あるいは例えば5万を寄附した場合にどれだけなるのかと、そういう具体的なことで話ししていただければありがたいと思います。そういう形で、あとふるさと納税に対するいろいろな地場産品のお贈りするというような形も、具体的になれば我々もこれだけ寄附すれば、これだけ地方税が減免になるのですよというような話もできますので、具体的な話をしていただきたいと思います。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

税務課長、室井孝宏。

〇参事兼税務課長(室井孝宏君) ふるさと納税の控除関係の計算でございますが、寄附金額が3万円といたしますと、所得税で5,600円、個人住民税が、基本分です、これが2,800円、あと特例分といたしまして1万9,600円、合わせて所得税と合わせた控除額が3万円のうちの2万8,000円、いわゆる個人の負担は2,000円という形で、控除額が2万8,000円の控除額という形になります。

産品は、金額によって違うのですが、謝礼の見直しをいたしまして、今年の4月1日からは1万円から5万円未満が3,000円相当、米プラス3,000円相当です。あと、5万円から10万円未満が5,000円相当。あと、10万円以上が7,000円相当の米プラス地元産品を中心に謝礼としてお返ししております。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第3号 下郷 町税条例等の一部を改正する条例の設定について)の件を採決します。

お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定しました。

これから議案第41号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第4号 下郷 町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について)の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第42号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第5号 下 郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定につい て)

○議長(佐藤一美君) 日程第5、議案第42号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第5号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)の件 を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤一美君) 本案について説明を求めます。 町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 私から議案第42号 専決第5号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件をご説明申し上げます。

議案書26ページをお開きいただきたいと思います。あわせて条例の新旧対照表46ページをお開きください。この保険税の条例の改正は国の法律改正に伴う改正で、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に公布され、平成27年4月1日から施行されたことにより、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保、中低所得層の保険税負担額の軽減を図るため、平成27年度から国民健康保険税の条例を一部改正することになりました。

主な改正点としましては、一般医療分51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を16万円から17万円に、介護納付金課税限度額を14万円から16万円とし、今まで課税限度総額が81万円から4万円ほど上げまして、85万円とする内容でございます。

また、課税限度が引き上げられることにより、低所得者に対する保険税の軽減についても軽減措置の金額が変わる内容になってございます。5割軽減世帯に係る軽減判定基準額を計算する際、1人当たりの加算額24万5,000円を26万円に、2割軽減の対象世帯の軽減判定の算定において計算する1人当たりの加算額を45万円から2万円引き上げて、47万円にするものでございます。

条例の新旧対照表の改正後により説明させていただきます。国民健康保険税条例2条

第2項についてでございますが、一般医療分について先ほど説明しましたように1万円を上げまして52万円に、続きまして第2条第3項についてですが、後期高齢者の支援金関係でございますが、16万円だったものを、1万円引き上げて17万円に、介護納付金の課税限度額を14万円から2万円引き上げて16万円に。

続きまして、その下の23条関係でございますが、これらについてはただいま2条で説明した基準額がそのまま改正されまして、52万、17万、16万円の軽減判定の同額の基礎になってございます。

新旧対照表47ページをお開きいただきたいと思います。次に、2 号については一般医療分 5 割軽減世帯について、1 人につき24 万円から 1 万5,000円を引き上げて26 万円に、次の 3 号でございますが、2 割軽減世帯について45 万円から47 万円に2 万円引き上げたものでございます。

この専決処分については、去る6月3日開催の第2回下郷町国民健康保険運営審議会において承認を得ておりますことをご報告申し上げ、説明にかえさせていただきます。 以上です。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 説明はわかったのですが、全体的には基礎課税額が51から52、1万円ほど上がっているわけで、また後期高齢者も1万円ほど上がっているわけですが、こういうふうなことで、今回直すことに対して個人が払う国民健康保険というものは上がるのか、そのままで少し安くなるのか、どっちなのか。それともう一つは、国民健康保険で最高限度額というのがあると思うのですが、幾らになっているのか、それだけ教えていただきますようお願いします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。
- ○町民課長(星昌彦君) まず、第1点のご質問でございますが、この後の議案……54号の率の引き下げ等の関連もございますので、全体的には100万円未満の、この時点で当初で見る限り100万円未満の増と考えております。ただ、この後税務課長さんのほうからお話があったように所得が昨年度に比べて4%ほど減になってございます。その絡みもございますので、54号の補正の中で大体1人当たりのどのぐらい減るというようなことをお話を申し上げたいと思います。

あと、第2点目でございますが、最高額は85万円限度額になるわけですが、私のほうで試算しますと、およそ10件ほど限度額を超える方がいるのかなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第5号 下郷 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 平 成26年度下郷町一般会計補正予算(第7号))

○議長(佐藤一美君) 日程第6、議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第6号 平成26年度下郷町一般会計補正予算(第7号))の件を議題といたしま す。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) それでは、平成26年度下郷町一般会計補正予算(第7号)についてでありますが、既決の予算額に歳入歳出それぞれ4,945万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億9,658万2,000円とするものであります。

29ページから32ページにつきましては総括表となっておりますので、33ページの地方債の補正についてご説明させていただきます。33ページ、表の第2表、地方債の補正につきましては、事業費の確定に伴い補正したものであります。

初めに、公共事業等事業債に倉楢圃場整備事業負担金でありますが、限度額を5万円減額し、1,120万円とするものであります。次の過疎対策事業債、一般分、これにつきましてはパークゴルフ場整備事業ほか6件の事業分でございますが、ここにつきましては200万円を増額して5,100万円とするものであります。緊急防災・減災事業債、これにつきましては消防救急デジタル化事業の広域負担分でありますが、80万円を減額し、9,260万円とするものであります。補助・直轄災害復旧事業債、これにつきましては十文字堰の改修事業でありますが、県支出金がかさ上げされましたことから、当初予定いたしました320万円の充当を70万円とし、250万円を減額してございます。よって、限度額が補正後は710万円となるものでございます。

歳入のほうのご説明をいたしたいと思います。37ページをお開き願いたいと思います。 歳入につきましては、2款地方譲与税、1目の地方揮発油譲与税から39ページの10款交 通安全対策特別交付金までは、交付基準による交付額の決定に伴う補正計上となってお ります。

38ページの下段、地方交付税の特別交付税につきましては、交付額が7,539万6,000円となり、普通交付税を含めると総額18億358万2,000円となったところでございます。

次の39ページに移りまして、13款国庫支出金、3目の土木費の国庫補助金につきましては、平成26年度末の大雪により臨時道路除雪事業補助金として新たに650万円が追加され補助されたものであります。

17款繰入金につきましては、事業完了に伴う補正となってございます。

次のページ、町債につきましては先ほどご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続いて、歳出に移ります。41ページになります。歳出補正につきましては、各科目とも今ほどご説明申し上げました歳入予算の確定により財源内訳の補正となっているところでございます。

なお、44ページをお開きください。44ページ、最後の下段、予備費でございますが、 財源調整により予備費総額を9,038万2,000円とするものでございます。

以上で26年度の補正の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 1つだけ聞いてみたいのですが、歳出で文書広報費が1,070万円ほどマイナスになっているのですが、余りにも金額が大きいようでございますので、予算のとり方が間違ったのか、どういうふうなことなのか、1,000万円、教えてください。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 文書広報費の1,070万円の減額でございますが、これに つきましては町防災無線の操作卓の導入でございまして、当初は……事業費を2,359万8,000円と見込み2,000万円を充当するということでございましたが、入札の結果、1,050万6,000円となったところから930万円ほどの充当となってしまったということで ご了解いただきたいと思います。
- ○議長(佐藤一美君) 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) だから、素直に予算のとり方が間違ったと、こういうふうに言わざるを得ないのかなと思いますけれども、余りにも半分以下でそういうふうなことになるというのはちょっとおかしいなというのが私の考えですが、そんなに安くとって防災無線というものが大丈夫なのかどうか、メンテナンス関係も大丈夫なのかどうか、もう一回お願いします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 当初予算につきましては、2社から成る見積りを徴集 しながら予算の編成を行ったところであります。入札いたしました結果、このような結 果になってしまったというところであります。低額に入札したことによりメンテナンス

に影響はないのかということでございますが、その辺は影響はないものと考えております。

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質疑ありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) 26年度の最終確定の予算だと思いますが、今回地方交付税が7,500万円ほど増額されて18億300万円ぐらいになりましたが、当初予算といいますか、26年度の予算の中に構成な中で、要するに依存財源はどのぐらいになっているか。自主財源が幾らで、依存財源が幾らで比率は、どのぐらいになっていますか。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 構成比率でございますが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後からご報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(何事か声あり)

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。
 - 総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 大変失礼しました。これあくまでも当初でございます。 今26年度は決算これからですので、当初ですと35.7%。

(「35.7」の声あり)

- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) はい。という比率でございます。
- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 平成 26年度下郷町一般会計補正予算(第7号))の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ただいまより休憩します。(午前10時55分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午前11時05分)

日程第7 議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 平

成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))

○議長(佐藤一美君) 日程第7、議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて (専決第7号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))の件を議 題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長(星昌彦君) それでは、私のほうから議案第44号 専決第7号 平成26年度下 郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))についてご説明を申し上げます。

議案書の46ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算総額からそれぞれ 1,895万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億8,813万9,000円 とする内容でございます。

まず初めに、歳出をご説明申し上げたいと思います。議案書54ページをお開きいただきたいと思います。歳出につきましては、平成26年度の療養給付費の状況でございますが、一般被保険者療養給付費並びに退職者に係る療養給付費が当初予算に対しまして支出が少なかったため減額する内容でございます。

初めに、1款総務費、4項収納率向上特別対策事業費、1目収納率向上特別対策事業費とその下の1款総務費、5項医療費適正化特別対策事業費、1目医療費適正化特別対策事業費については、財源内訳の補正でございます。

2 款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては、精算が確定しましたことにより支払いが全て終了しました。これに伴う3,816万9,000円の減額補正でございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者療養給付費でございますが、 前段の1目一般被保険者療養給付費と同様に精算確定によりまして、支払いが全て終了 したことに伴う391万3,000円の減額補正でございます。

議案書55ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費については、高額の医療費支出が少なかったために759万4,000円の減額補正でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金及び6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金につきましては、財源内訳の補正でございます。

次に、12款予備費につきましては、3,071万8,000円を増額し、5,593万2,000円とする ものでございます。

続きまして、歳入でございますが、議案書52ページをお開きいただきたいと思います。 3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金については、交付金が確定し、 再算定した結果、402万2,000円ほど国庫負担金が予算より減額になる内容でございます。 次の3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、療養給付費の減額に伴い、国の財政調整交付金についても交付金確定による再算定の結果、2,701万円ほど減額になった内容でございます。

次の4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金については、退職者に係る高額医療費が増になったため、407万4,000円ほど補正増になってございます。

次の議案書53ページの6款県支出金、2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金については、精算確定による再算定の結果、800万円ほど予算より増えた内容でございます。この専決第7号、議案第44号につきましては、6月3日の下郷町国民健康保険運営審議会において承認をいただいておりますことを申し添えて説明にかえさせていただきま

以上です。

す。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 平成 26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第45号 教育委員会委員の任命について

○議長(佐藤一美君) 日程第8、議案第45号 教育委員会委員の任命についての件を議題 とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

本案につきましてはさきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 教育委員会委員の任命についての件は議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。 したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第45号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(佐藤一美君) 日程第9、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を 議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についての件は議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

- ○8番(室井亜男君) 人権擁護委員というのは、何人いるのですか。それと、年何回ぐら いの会議をやるのですか。これだけ教えていただきたい。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長(星昌彦君) ただいまのご質問でございますが、3名おります。お名前を申し上げます。弓田忠夫さん、今ご提案申し上げております五十嵐博さん、それから神田隆宏さん、この3名になっております。会議については、年2回ほど開催するというようなことで私は伺っております。

以上です。

○議長(佐藤一美君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。した がって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第46号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(佐藤一美君) 日程第10、議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任につい ての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、議案 の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。 したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第47号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(佐藤一美君) 日程第11、議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条 第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、議案 の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。 したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第48号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第49号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定に ついて

○議長(佐藤一美君) 日程第12、議案第49号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長(星昌彦君) それでは、私から議案第49号 下郷町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例の設定についての件をご説明申し上げます。

平成22年度に今の税率を改正しまして、25年、26年の先ほど申し上げましたように医療費が減少しております。県の指導等により、応能割の資産割額の廃止の指導などから

条例の一部改正をお願いするものでございます。

議案書61ページをお開きください。あわせて新旧対照表の48ページをお開きいただきたいと思います。まず初めに、第2条関係ですが、2項から4項までの規定中、「及び資産割額並び」の文言を削除する内容でございます。

3条関係では、文言の整理による内容でございます。

次に、新旧対照表49ページをお開きください。第4条の関係でございますが、被保険者に係る資産割額の部分が削除になります。

次に、第5条の2では、1号中「第7条の3」が「第7条の2」に、項ずれによる改正でございます。

第6条関係は、後期高齢者支援金等の課税の所得算定を計算する際、総所得金額に100分の3を乗じていたものを100分の2.7に0.3ポイントほど引き下げる内容でございます。

次に、7条関係ですが、後期高齢者支援金に係る資産割額に係る部分で、この部分が 削除になります。

続きまして、新旧対照表50ページをお開きください。7条の2が7条に、7条の3が7条の2に、項ずれによる改正でございます。

第8条関係は、介護納付金の課税の所得算定を計算する際、総所得金額に100分の1.8を乗じていたものを100分の2.4に0.6ポイント引き上げをする内容でございます。

次に、9条関係ですが、介護納付金、課税被保険者に係る資産割額の部分でこの部分が削除になります。9条の2が9条に項ずれをし、被保険者均等割額の被保険者1人当たりに対する課税額が「9,540円」から「9,600円」に、同じくその下なのですが、世帯割額が「4,800円」から「7,800円」に改定する内容です。

続きまして、新旧対照表51ページをお開きください。次の23条関係ですが、これらについては国民健康保険税の減額、軽減に関する条例の改正です。7割軽減分、5割軽減分、2割軽減分について介護納付金の1人当たりの課税額と世帯平等割額が引き上げられたことから、これに伴いまして軽減するほうについても一般分、後期高齢者の支援分、介護納付金分についても7割、5割、2割軽減する金額をそれぞれ改正するものです。第23条第1号、7割軽減世帯に係る介護納付金課税被保険者につき「6,678円」を「6,720円」に、世帯平等割額1世帯「3,360円」を「5,460円」に、5割軽減世帯に係る介護納付金課税被保険者1人につき「4,770円」を「4,800円」に、世帯平等割1世帯「2,400円」を「3,900円」に、2割軽減世帯に係る介護納付金課税被保険者1人につき「1,908円」を「1,920円」に、世帯平等割額1世帯「960円」を「1,560円」にそれぞれ改定をする内容でございます。

以上、議案第49号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について ご説明を申し上げました。これらについては、去る6月3日の下郷町国民健康保険運営 協議会において適当である旨の答申をいただいております。

以上、説明にかえさせていただきます。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第50号 雪寒建設機械購入契約について

○議長(佐藤一美君) 日程第13、議案第50号 雪寒建設機械購入契約についての件を議題 といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。 建設課長、室井一弘君。
- ○建設課長(室井一弘君) それでは、議案第50号について説明させていただきます。

今回上程させていただきました雪寒機械については、現在大松川地区を除雪しておりましたTCMドーザ840の更新に伴うものの導入でございます。TCMについては、平成6年に導入しました機械で20年が経過しております。エンジンがかなり老朽化しまして、出力数が落ちているということで、今回更新するものでございます。更新します機械については、同じく大松川の町道の除雪に対応したいというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 下取りはなかったのですか、平成6年の車、これ任せたわけ。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

建設課長、室井一弘君。

- ○建設課長(室井一弘君) これから下取り等の手続に入りたいと思っております。
- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 雪寒建設機械購入契約についての件を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第51号 消防ポンプ積載車購入契約について

○議長(佐藤一美君) 日程第14、議案第51号 消防ポンプ積載車購入契約についての件を 議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

- ○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 私から議案第51号 消防ポンプ積載車購入契約についてご説明を申し上げます。

議案書63ページをお開きいただきたいと思います。これにつきましては、第2分団第3部倉村班に配備するものでございます。倉村班の現在配備の積載車につきましては、町長提案理由にもありましたが、平成3年12月の登録でございます。23年5カ月を経過し、今回更新をお願いするものでございます。新たに納車する車種につきましては、トヨタダイナダブルキャブ4WDオートマチック寒冷地仕様ディーゼル車になっておりまして、去る5月25日に指名競争入札によりまして会津若松市の会津消防用品株式会社、代表取締役、佐瀬良一が966万円で落札いたしましたので、町と落札業者の間で本契約を締結いたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

納期につきましては、本年12月28日を予定しております。

以上で説明を終わります。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) 役場にある消防自動車を東京の西東京市からもらってきたわけでございますが、都会、西東京市は、雪が降るという計算から最初からスタッドレスタイヤを新車のうちからつけてくる、要するに普通タイヤはないと。ということは、消防関係で余りにもキロ数がならないために、最初から雪に対応するタイヤをはめて普通タイヤをつけない。どういうことかといいますと、例えばホイールつきのタイヤが8本になる

わけです。大体8本つけて、これ新車で966万という数字になっていると思うのですが、 普通タイヤとスタッドレスをやる場合に、夏になったらやるということで、幾らかは燃料食いますけれども、私はスタッドレスの方が雪だとか雨だとかという場合に非常にきくのではないだろうか。東京でもやっているのだったらば、やっぱりこの辺でも少しこれからは真似するべきではないだろうかと。ホイールつきのタイヤ、普通タイヤで約10万以上しますので、やはりここからまたさらに値引くというような方法も一つのこれ、これからひとつまち全体でこれを買う場合に、そういうふうなことが妥当であるかどうか、こういうことも考えてほしいな、ということを一言申し上げます。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 今の室井議員のおただしの件でございますが、最近は納入時期が下郷の場合、4月以降の発注ということで、どうしても12月になるものですから、スタッドレスタイヤを当初からはいております。うちのほうの仕様では、オールシーズンスタッドレスタイヤという考えを今持っておりまして、そのように進めておりますので、ご了承お願いしたいと思います。
- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) 今回購入の積載車は、トランスミッションがオートマチックだということでございますが、オートマチックトランスミッションにした理由と、それから現在までに、積載車においてオートマチックトランスミッションの積載車は何台ぐらい導入したのかお尋ねいたします。
- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 猪股議員のおただしでございますが、なぜオートマチックにした のかということで、私去年からこの職をやっておりまして、昨年買った積載車について もオートマチック車ということで、今年度もオートマチック車と。それで、今は免許証 が限定というような消防団員もおりましてマニュアル車ができないと。オートマチック 限定というようなこともありますものですから、オートマチック車にしたという内容で ございます。

台数でございますが、今のところ昨年と今年の2台は間違いないのですが、詳細については今資料を持っておりませんので、後ほどご報告申し上げたいと思います。 以上です。

- ○議長(佐藤一美君) ほかにご質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 消防ポンプ積載車購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第52号 町有財産の無償貸し付けについて

○議長(佐藤一美君) 日程第15、議案第52号 町有財産の無償貸し付けについての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について議案の説明を求めます。 総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 町有財産の無償貸し付けについてご説明申し上げます。本案件の町有地につきましては、昭和48年7月に最初の貸借契約がなされておりました。本年2月9日付で福島県養蜂協会、会長、森豊喜から再度の貸借契約の申し出があったところですが、前回の貸付契約は平成13年の12月の25日から平成23年の12月24日までの10年間となっていたところでございます。今ほど申しましたように、平成23年の12月で契約切れとなってしまっていたことにつきましては、同協会では東日本大震災及び福島原発事故による採蜜事業の一時取りやめ、また職員の異動等により更新手続がおくれてしまったということでありました。

昭和48年の契約締結後、同協会では会員によるアカシアの木やトチノキの木を採蜜樹として植えてございます。

なお、本議案につきましては、5月27日に開催されました町公有財産審議会におきま して適当である旨の答申がなされておりますことを申し添えまして、説明にかえさせて いただきます。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 8番、室井亜男君。
- ○8番(室井亜男君) これを貸すことによって蜜蜂を飼うわけですから、その大好物な熊というものが出てくるということも一応想像をしなければならない。熊が出てくるところは大体蜜蜂を飼っているというようなことが、そういうようなことを想像しながら、今まで貸していたから、ただで貸すということではなく、熊が出てくるような、そういうような状況というものをこういうところ、町が率先してつくるというのは、私は納得がやはりいかない。この町内に町民が飼っているやつは自分たちが飼っているから仕方がないわけでございますが、町外から出て飼っている人たちのところにも相当やっぱり

熊が出ているということ。そういうふうなことは、今後鳥獣被害の一般質問もありましたけれども、ああいうふうな熊だとか、そういうふうなものが出てくるということもやはり想像しなければならない。こういうふうなものの蜜蜂を飼っていることによって、私は熊が寄ってくるのかなと。

もう一つは、こういうふうな白岩の外出山、どの辺にあるのかということを、昔はここに地図を添付していたのです。ちょっと我々に正直な話、内容をもう少し説明したかったらば、地図というものを、少しこの辺ですよというような内容というものをやっぱり出してほしいのかなと、この辺の状況というものは、熊というものに対してどういうふうに解釈しているのかお尋ねをいたします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 8番、室井議員のおっしゃるとおり、確かに蜂蜜は熊の大好物であると思いますが、蜜蜂の飼っている場所は雑根地区の人家のちょっと上になりますか、そこで箱を置いてございます。そこの場所については、まだ熊被害というものには遭ってございませんし、先ほど申しましたように、昭和48年の契約締結から40年が過ぎたところでございまして、やっと採蜜樹として活用できるような状態になっているということを考え、今回契約の更新ということになってございます。

また、詳しく地図をつけないでということでご指摘大変申しわけございませんでした。 場所的には、雑根の集落から水門側を見ていただきます。川側と申しますか、そちらの ほうの向かいの山という場所になってございます。

以上です。

○議長(佐藤一美君) ほかにご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 町有財産の無償貸し付けについての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第53号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第1号)

日程第 1 7 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第18 議案第55号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第56号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1 号)

日程第20 議案第57号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長(佐藤一美君) この際、日程第16、議案第53号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第1号)、日程第17、議案第54号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第18、議案第55号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第19、議案第56号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第20、議案第57号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

荒井康貴君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 間もなく昼食の時間となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第53号につきましては総務課長、五十嵐正俊君、議案第54号につきましては町民課長、星昌彦君、議案第55号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、議案第56号につきましては建設課長、室井一弘君、議案第57号につきましては産業課長、佐藤壽一君、順次説明を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 議案第53号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第 1号)についてご説明させていただきます。

ページにつきましては、65ページから86ページにまたがります。平成27年度下郷町一般会計補正予算につきましては、既決予算の総額に8,271万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,071万1,000円とするものであります。

66ページから71ページにかけましては総括となっておりますので、72ページをお開き願いたいと思います。1款町税の軽自動車税につきましては、議案第40号においてもご説明いたしましたとおり、軽自動車税に係る税率の適用期間が1年延長されたことに要因するもの、また4月1日現在における保有台数が確定したことによりまして126万7,000円の減額計上となっております。

その下、13款国庫支出金、2目の民生費国庫補助金においては、消費税の引き上げに伴う影響緩和措置として、本年度においても子育て世帯及び低所得者に対し臨時給付金が支給されることとなったことから、2節の児童福祉費国庫補助金に257万5,000円を、3節社会福祉費国庫補助金に1,480万6,000円を計上したところでございます。子育て世帯臨時特例給付事業については、児童手当支給対象児童に交付されますが、1人当たり3,000円となってございます。臨時福祉給付金、低所得者に対する給付でございますが、

これにつきましては1人当たり6,000円の給付となるところでございます。それぞれ歳出の扶助費において、その支給額を計上しておるところでございます。

14款県支出金、3目の農林水産業費県補助金についてですが、下郷町畜産クラスター協議会が事業主体となって実施します畜舎の改築や6次化製品の開発に向けた事業、畜産競争力強化対策整備事業について内報がありましたので、事業費の2分の1の額であります6,020万5,000円を県補助金として見込み、歳出において同額を支出するものであります。

次のページに行きまして、ふるさと創生基金繰入金300万円の増額計上でございます。 平成27年度当初予算においてお認めいただきました町制施行60周年記念事業240万 5,000円でございますが、今回新たに90万円を増額する予算計上をさせていただきました。 総額330万5,000円となり、その財源手当てとしてふるさと創生基金から300万円を繰り入 れる予算計上となってございます。90万の内容につきましては、歳出のほうでご説明申 し上げます。

その下の諸収入でございますが、かねてから要望してまいりました姫川地区の街路灯の整備事業がコミュニティ助成事業、宝くじ事業と言われるものですが、認められまして、ここに250万円を見込んだところでございます。これにつきましても歳出において同額を姫川区のほうに計上するという予算計上となっているところでございます。

次のページに移ります。歳出でございます。歳出では、会計全般について4月1日の 人事異動に伴いまして、人件費の科目がえ等による補正計上がなされております。その 部分につきましては、説明を省略させていただきます。

74ページの下段になりますが、諸費において先ほど申し上げました町制施行60周年事業として、8節から12節まで総額90万円の予算増額補正となってございます。報償費の10万円につきましては、山形自衛隊音楽隊を招聘する費用、需用費の印刷製本費については合併からの歴史を振り返ることができる簡単な小冊子を記念式典に合わせ、配るための印刷費を見込んだところでございます。役務費につきましては、他町村の動向を見ておりますと、各市町制施行何十周年という新聞広告が載っておりますので、その広告料2社分を計上したところでございます。

次に、76ページの下段から77ページにかけましては、先ほどご説明申し上げました低所得者に対する臨時給付金の歳出予算の計上となってございます。13節委託料の175万円につきましては、本事業を実施するためのシステム改修費、20節扶助費につきましては、先ほど申しましたように1人6,000円掛ける2,000人を見込んでの予算計上となっているところでございます。19節負担金補助及び交付金256万1,000円の増額補正となっておりますが、これにつきましては、きのうも審議いただきました本年4月からの社会福祉協議会の事務局長分、1人張りつけとなりましたことから増額計上をさせてもらったところでございます。

78ページに行きまして、2目児童措置費につきましては、これも先ほどご説明申し上げました子育て世帯臨時特例給付金事業の補正計上でございます。13節につきましては、 先ほどと同様に本事業を実施するためのシステム改修費用を計上させてございます。 20節扶助費につきましては、これにつきましては給付対象者を650人というふうに見込んでの予算計上となってございます。

79ページに参りまして、4款衛生費の3目保健事業費67万3,000円でありますが、今年度から集団検診がふれあいセンター、コミュニティセンター、町民体育館、この3カ所となりましたことから、受診率を向上するため、または受診者の利便性を考えまして、自動車を借り上げまして、その当該受診場所まで送迎する自動車の借り上げ料を予算計上したところでございます。

次に、80ページ、次のページに行きまして、中段の1目簡易水道費でございますが、会津縦貫南道路の建設に伴いまして、田代地区の東橋が今新しく建てかえられた橋がございますけれども、そこの橋から曉精機までの間につきまして、早期の東橋の供用開始ということになりまして、この間の道路の法線が変更されることになりました。これに伴いまして、その間に埋設してあります水道管の布設替えの費用として、後で簡水のほうでご説明申し上げますが、工事費として700万円を計上したところでございます。県の補償費64万8,000円を差し引いた635万2,000円を計上したところです。ただし、中段にもありますように、高料金対策分、これ人件費分ですが、161万1,000円の減額となってございます。これの差を工事分から人件費を差し引いた分474万1,000円を簡易水道事業特別会計のほうに繰り出す予算を計上したところでございます。

次に、次のページの6款農林水産業費、4目畜産振興費において、歳入でご説明申し上げました6,020万5,000円、これが下郷町畜産クラスター事業の補助金でございます。

その下、下段の5目の農地費96万3,000円の増額計上でありますが、農地維持支払い交付金事業等において、新たに大内集落と水門集落が加わりましたことによる増額計上であります。

飛びまして、86ページになります。10款教育費の3目コミュニティセンター管理費につきましては、大川ふるさと公園野球場のナイター照明が一部点灯していない状況から、ランプ及び安定器を交換するための費用110万円を増額計上したものであります。

以上、平成27年度の6月補正の主なものについてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) 町民課長、星昌彦君。
- ○町民課長(星昌彦君) 私から議案第54号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

議案書87ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,085万7,000円とする内容でございます。

今回の補正につきましては、平成27年度の被保険者に係る所得が確定したため、先ほど税務課のほうから資料をいただきまして、4%ほど落ちている内容をご説明申し上げましたが、この部分の所得が確定したために、再算定したものでございます。先ほど議案第49号でご議決いただいた率の改正についても含む形となっております。

それでは、歳出のほうから説明させていただきます。歳出の議案書96ページをお開き

いただきたいと思います。まず、総務費、1目一般管理費83万5,000円の増額の補正ですが、これは先ほど総務課長から説明があったように、職員の人事異動に伴う増と、13節委託料の限度額軽減額が先ほどご議決いただいたように改正になりましたので、これに伴うシステムの改修が発生したことによる主な補正増でございます。

次に、2款保険給付費、療養諸費、2目の退職被保険者等療養給付費並びに議案書97ページ、2款保険給付費、1目一般被保険者高額療養費につきましては、財源内訳の補正でございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金189万7,000円の減額補正、さらにその下、2目保険財政共同安定化事業拠出金の81万3,000円の補正増につきましては、これらにつきましては国保連合会で算定をしまして、今年の見込み額として国保連合会のほうから通知されたものです。もう一度年度末に算定がありまして、額が確定する内容になってございます。

次に、12款予備費でございますが、110万6,000円を増額し、2,713万5,000円とする内容でございます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。議案書93ページをお開きいただきたいと思います。1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、当初予算編成時には今年度の所得推計によりまして算定しておりましたが、先ほど申し上げましたとおり、27年度分の所得が確定しました。それに伴いまして本算定をしました。個人、特に先ほど申し上げましたように、国保加入世帯の所得が伸びなかったことや国保税の先ほどご議決いただいた税率の引き下げによることや、被保険者数の減により1,772万1,000円の減額補正でございます。その下、2目退職被保険者等国民健康保険税につきましても同様に今の理由から414万8,000円の減額補正になってございます。

3款国庫支出金、2目の高額療養費共同事業負担金でございますが、これについては 国保連合会の算定によるもので、47万4,000円の減額補正となります。この負担金につい ても後ほどもう一回精算がございます。

次に、3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金の64万2,000円の補正増 でございますが、これについては、国によりまして再算定をしまして、今年の見込み額 として通知された内容でございます。

次に、議案書94ページをお開きください。 4 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金315万5,000円の減額補正ですが、これは再算定により支払基金から通知があった内容になってございます。

次に、6 款県支出金、1 項県負担金、1 目の高額医療費共同事業負担金の47万4,000円の減額についても国保連合会で算定したものによるものでございます。

次に、7款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金71万7,000円の増額補正、 その下、2目保険財政共同安定化事業交付金1,327万8,000円の増額補正、これらについては国保連合会が再算定をしまして、今年度の見込み額として通知されたものです。この共同事業交付金につきましても、後ほど年末から年度末にかけまして、もう一回算定して額が確定する内容になってございます。 次に、95ページをお開きください。9款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、これは先ほど歳出で申し上げましたように、職員の人事異動に伴う人件費分として一般会計からの繰入額増額分でございます。19万2,000円の増額補正でございます。

9 款繰入金、1 目国保基金繰入金でございますが、これは国保税の改定分として基金を取り崩すもので、1,200万円の補正増となっております。

これら内容につきましては、去る6月3日の第2回下郷町国民健康保険運営協議会に おきまして、適当である旨の答申を得ておりますので、申し添えます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、98ページをお開きください。議案第55号 平成 27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ8億5,086万2,000円とする提案内容でございます。

それでは、105ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費でございますが、これは制度改正によりますシステム改修委託料で114万8,000円の増額となっております。

次に、104ページ、2の歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金でありますが、これは歳出でご説明いたしましたシステム改修委託料分を補助率により算定したもので、57万4,000円の増額となっております。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、国庫補助金と同様にシステム改修委託料分を負担率により算定し、繰り入れするもので、57万4,000円の増額となっております。

以上、介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) 建設課長、室井一弘君。
- ○建設課長(室井一弘君) それでは、106ページ、議案第56号 平成27年度下郷町簡易水道 事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出総額にそれぞれ538万9,000円を追加し、総額を2億2,543万9,000円とするものです。

内容についてご説明させていただきます。112ページ、113ページをご覧ください。よろしいでしょうか。一般会計繰入金から474万1,000円を繰り入れするものでございまして、まず高料金対策分として三角161万1,000円を減額するものでございます。これは下の歳出でご覧ください。歳出の簡易水道費の節の2給料、それから3職員手当等、4共済費、19負担金補助及び交付金の合計額が161万1,000円減額になります。

それから、町単工事費分として635万2,000円を繰り入れするものでございまして、先ほど総務課長が説明しましたように、田代地区における会津縦貫南道路の118号線の法線変更による道路改良に伴って、中に埋設しておりました簡易水道を移設する必要があるということで、聴精機から新しくできました橋までの分247メーターを100ミリの管に布

設替えするものでございます。ただし、従来入っておりましたVP管が昭和50年度施工のため、耐用年数35年を経過しておりますことから、事業費、113ページの工事請負費700万のうち、消費税を抜く金額の10%しか県は補償しないということで、県の委託金が64万8,000円のみの計上となっております。そのため、10%を抜いた残りの金額プラス消費税の分を一般会計から繰り入れするものでございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) 114ページをお開きください。議案第57号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、総額に歳入歳出それぞれ47万3,000円を追加しまして、それぞれの総額を2,846万9,000円とするものでございまして、その内容につきましては、121ページをお開きいただきたいと思います。121ページ、まず歳出でございますけれども、農排の歳出につきましては、2節給料から19節まで補正全て人事異動によるものでございまして、人件費に係るものが総額47万3,000円となっております。これにつきましては、前のページの120ページになりますけれども、一般会計からの繰入金を充てておる内容となっております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) それでは、議案第53号、平成27年度の一般会計の補正につきまして ご質問いたします。

まず、議案書の74ページ、総務費の諸費の中で町の町制施行60周年の事業として今回補正されましたが、内容的なもの、詳しくは話が出なかったのですが、1つは山形交響楽団をお呼びするということでございますが、これはいつやるのか、それでふれあいセンターでやると思うのですが、こういう交響楽団を呼んでやるというのは、聞く人限定されると思うのですが、その聞く方、小学生とか中学生なんかを対象にしてやるのか、一般町民を含めて広く聞いていただくのか、その辺の内容です。

それから、永年勤続職員として当初で16万3,000円計上しておりますが、その職員の表彰規程の内容はどうなっているのか。

それから、印刷製本がかなりまた増額になっていますが、どのような冊子をつくるのか、将来にわたって永久保存になるような、そういうしっかりした内容のをつくるのか、 その辺も詳しくお知らせいただきたいと思います。

それから、同じく77ページでございます。民生費の社会福祉費の中の19節、社会福祉協議会への補助金として256万1,000円補助されておりますが、社協には1,295万4,000円を当初予算で計上されておりますが、今回は新たに設置した事務局長の人件費だというふうに伺っていますが、社会福祉協議会の給与規程はどうなっているのか。私が聞くところによりますと、町と同じような給与体系を使っていると。ですから、例えば人勧でベースアップがあれば、12月にそれのベースアップを行う。それから、期末手当あるいは寒冷地手当も町と同じように支出しているのか。今回局長に対する勤勉手当、期末手

当、寒冷地手当、こういうものも入れた査定をしているのかどうか。要するに人件費が多くなったということで、町がそれを丸抱えで支出するということは隠れた、要するに町職員の定数適正化の計画がありますが、増えるということはそういうことも踏まえてきちっとやるべきだと思うのです。だから、逆に言えば、要するに隠れた町職員なのです。ですから、その辺も含めてやっぱりきちっとやるべきだと思うのですが、民間には多くの社会福祉協議会、あるいは社会福祉法人というのがありますが、民間の社会福祉法人は自前の自助努力で経営をなさっているわけです。ですから、町の社協にそれだけの金を支出するというのは、まず根拠というのは何なのですか。どういう法律なり、あるいは条例でそういう補助金を出しているのか。要するに一般の民間に比べると、同じような同等なお仕事をしている民間と比べると、不公平感がないかということも懸念されるわけです。そういうことで、これからそういう人件費に対して丸抱えで出すことは、やはり少し考えるべきかなと思いますが、その辺も含めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、同じく81ページ、農林水産業費の畜産振興費の中で今回6,020万5,000円を 計上しておりますが、これは県から同額予算措置されたものをそっくり出すということ でございますが、この方は鶴ケ池の金子さんだと思いますが、彼はかなりの農業者とし て努力されておりまして、いろいろ賞をもらったりして優秀な農家として我々は認めて おりますが、町としてもここに下郷の将来の農業を担う後継者もおりますから、そうい う人たちに町でも上乗せ補助をして、やはり将来の経営に寄与するような対策ができな かったのかどうか、そのことも伺いたいと思います。

それと、これの規模、事業費が幾らで、どういう建物をつくるのか、面積がどれで、 そういう中身、ちょっと具体的に教えていただければありがたいと思います。

それから、同じくページ85になります。教育費の公民館費のことでございますが、今回841万4,000円というかなりの高額な減額補正とされております。公民館費は、当初2人の人を配置するという当初予算でありましたが、今回1人ということで1人分の人件費を減額されております。公民館運営になぜ当初では2人とって、今回1人にしたのか、1人で公民館の運営をやるというのはできるのだろうか、その後臨時職員も配置されているようですが、その関係を説明を願いたいと思います。

それから、同じく教育費の目の3文化財保護費で192万9,000円計上されております。 今回臨時職員の賃金計上でございますが、当初で研究試掘調査事業として93万予算計上 しておりますが、どの箇所、どこで埋蔵文化財の試掘をされるのか、またこの事業に携 わる臨時職員は専門的な知識がある方を雇用するのか、その辺、ましていなければ県の 文化財課から例えばそういう人を紹介されて雇用することも考慮するべきだと思います が、いかがでしょうか。

それから、最後になりますが、86ページ、教育費の中のコミュニティセンター管理費、 今回ナイターのランプが切れて、それを修理するということでございますが、まずあの 高いところで高所作業をするにはかなりの危険が伴うわけですが、地元にそれを対応で きる業者がいるのかどうか、またナイターのランプを取り替える場合に、今ランプも普 通の電球からLEDのランプがあると思うのですが、LEDのランプにかえることによって修繕効果がある、あるいは寿命化を長くするというようなこともできると思うのですが、その辺のLEDランプでやるのかどうかをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 町制施行60周年記念関係のご質問に対してお答えいた します。

8の報償費で10万ほど計上して、先ほど申し上げましたように、自衛隊を呼ぶための費用ということで上げさせていただきました。これにつきましては、年度当初、自衛隊のほうが本町庁舎を訪れまして町長と親しく懇談するわけでございますが、町制60周年の合併60周年の今年は記念日であるということで申し上げましたところ、自衛隊のほうから喜んでうちのほうもお手伝いしましょうということになりまして、高速料金代と昼食分だけでやりますよ。ということで話が整ったところでございます。そのために引き受けまして、いつやるかということにつきましては、うちのほうでは10月15日の老人スポーツ大会、この時期に老人の人達だけではなく、一般町民も含めまして広く音楽会を聴いていただきたいなというふうに考えてございます。

あと表彰規程のことでございますが、表彰規程につきましては、平成17年に行われま した50周年記念の事業の表彰規程がございます。それに基づきまして、同じくその内容 でもって表彰するという中身にしてございます。

あと冊子につきましては、A3判を2つ折りにしてA4判になりますけれども、その 見開き、表紙があって中に昭和30年から平成26年度末までに至る内容等について、出来 事等を記しました簡単な冊子というふうに考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、ご質問のありました77ページの社会福祉総務費の負担金補助及び交付金の町社会福祉協議会に対する補助金の件でございますが、社会福祉協議会には給与規程がございます。それで、人事院勧告があった際には、町で議決後に社会福祉協議会のほうで理事会を経て、町と同様の町に準じて給与を支払うということで期末手当、勤勉手当もございます。

それと、局長分でございますが、今年度から局長を配置されまして、事務局長分につきましては報酬ということで月額21万円、それと通勤手当、これは町に準じた距離に応じての通勤手当、これとあと福利厚生費、社会保険料ですとか労働保険料、これを含んだものでございまして、総額で304万円ほどになってございます。当初は会長分として今まで非常勤の会長がおりましたので、その分として月額4万円の年間48万円ということで計上してございましたので、それと相殺させていただいて、256万1,000円の補助金の増額をしたところでございます。

あと補助金を支出している根拠ということでございますが、これは名称はちょっと定

かではございませんが、社会福祉法人に対する補助金の交付に対する条例というものが ございまして、これと町の下郷町補助金等の交付等に関する規則、これによって補助金 を支出しております。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) 予算書81ページにあります補助金、下郷町畜産クラスター事業 補助金に係りますご質問の1点目でございますけれども、町として上乗せ補助できなかったのかというふうなご質問でございますが、町の農林関係の補助につきましては、これは国が50%の補助でございます。普通の農林関係に対する補助金に対しましては、国プラス何らかの県の補助も普通ですとございます。今回ですと国が2分の1ですので、残りの2分の1、いわゆる4分の1が県、そういった場合、町でも県と同等に4分の1を上乗せして補助しましょうというふうなのが慣例だったという部分の中で、今回国のみの補助であるということと、さらにはこのクラスター協議会の構成員が酪農家のお二人、本町ではお二人いるのですが、お二人と、さらには町と、さらにはJAさん、それから県の南会津農林事務所ということで、団体とすれば畜産農家と町とJAさんと県ということで、構成員そのものに町も入っているというふうな観点もございまして、今回そういった部分は補助という部分は見送っているということでご理解ください。

2点目のその規模でございますけれども、牛舎に関係します部分で、牛舎プラス設備ということですけれども、牛舎は大体670平米ほどの規模で、そこに66頭は入る施設になってございます。また、もう一点ありまして、乳製品の製造棟ということで、この棟が大体77平米くらいの大きさでもって、その中でチーズとヨーグルト等々の加工品を行うということで、そういった内容になってございます。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 教育次長、星修二君。
- ○教育次長(星修二君) まず、公民館に関するご質問ですが、昨年までは館長と一般職2 人ということで対応しておりましたが、今年度館長が退職しまして、1名社会教育指導 員をふやしまして一応2名、社会教育指導員が2名と館長が1名ということで3名で何 とか対応しております。

あともう一点ですが、文化財の賃金でございますが、これについては、現在文化財係 長が病休でありまして、その補助要員としまして対応しております。

なお、この方については専門職ではございません。

あとコミュニティセンター関係の照明でございますが、今年度修繕するわけですが、 今年についてはLEDの対応は考えておりません。

業者については、以前も町内の業者で対応しております。よろしくお願いします。

○議長(佐藤一美君) 再質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) まず、気がついたこと、畜産連携ですが、最初の枠組み、下郷は入っていないと、県とかJAとか。だから、やっぱり当初から、これ計画というのはいつ

ごろこの案が出てきたのか。ただ、昨年からやっているのならば当初予算には間に合うはずだし、県との連携あるいはJAとの連携の中で、町もそれなりの補助金をつけて、そしてバックアップ、応援するという体制をやっぱりとるべきだったのではないか。その辺がちょっと情報不足だか、あるいは町の対応が後向きだったのか、やはり私は残念でなりません。その辺、まずいつからこの計画が始まったのか、県なりの情報が入ってこなかったのかどうか。

それから、教育委員会の関係で公民館費ですが、確かにいろんな社会体育、社会教育関係の事業やっていますが、責任ある職員というのはやっぱり2人ぐらいいないと対応が難しいのではないかと思うのですが、社会教育委員だとか、あるいは臨時雇用でやっていますが、本当に支障のないように十分に注意を払っていただきたいと思います。

それから、ナイターの設備ですが、やはりLEDランプというのは多分ナイターのランプにもあると思うのです。ですから、今回110万ぐらい増額ですが、将来にわたって長く使って、しかも照明の明るさもいいものですから、やはりその辺はもう一度検討して、予算はかかってもいいと思うのです。ですから、その辺は長い将来性を考えた場合に、やっぱりそこまで突っ込んでやるべきだと思うのですが、これの考え直し、もう一回考えてLEDランプを導入するという考えあるかどうかお尋ねいたします。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) ただいまの計画はいつごろかというふうなお話ですけれども、計画の前に下郷町のクラスター協議会というふうな協議会を設立しまして、その協議会でもって計画があるよというふうな順番立てになってございます。その情報につきましては、1月近くになって、うちのほうもそういった内容をいろいろ県のほうからも教えていただきながら、あるいはご本人ともお話ししながら、クラスター協議会設立に向けて活動してきたところでございまして、その設立が27年の2月26日に設立してございます。その中で、畜産振興を図りましょうというふうな協議会の計画ができて、いわゆる先ほどお話ししました補助の内容というふうなことになったというふうな経緯がございます。

さらに、当初間に合わなかったのかというふうな部分ですけれども、計画出して、それで承認というふうなことがあるのですけれども、そういった部分、確実な承認も得られなかったというよりは、まだ申請の段階であったと。27年度当初予算の計上する前、2月23日に設立しまして、そこからの動きでございますので、かなり時間がかかって最終的に先ほど総務課長言いましたけれども、4月になって6,000万の内報をいただいたということですので、今回確実性が増したということで本議会に提案するものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、バックアップ体制というふうなお話ですけれども、先ほども言いましたけれども、2月26日にクラスター協議会を設立したメンバーは、畜産農家、農家はお二人います。そこに下郷町と、それからJAと県の南会津農林事務所と、この4団体が集まりましてクラスター協議会を設立しまして、その推進を今現在図っているというふうな状態

ですので、その点については町も十分にバックアップをしているというふうに認識してございます。

以上です。

- ○議長(佐藤一美君) 教育次長、星修二君。
- ○教育次長(星修二君) ただいまのLEDの件でございますが、まずLEDランプが照明 にあるかどうかも含めて、あと予算上も含めまして今後検討していきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。
- ○議長(佐藤一美君) 再々質問ありませんか。 5番、佐藤盛雄君。
- ○5番(佐藤盛雄君) 産業課長にまだお伺いするのですが、確かに結果的に今回町の上乗せなかったのですが、下郷町は農業再生協議会がありますが、例えばそこに町から繰り出しをして、各種団体いろんな入っていますけれども、そういう場でこういうものには上乗せ補助するとか、そういうやっぱり議論の場に出していただきたかった。今回農業再生会議では、今年の稲作作付に米所得補償の減額になった分に対して、そういったもろもろのものに対して米価が下がった。それに対して1反歩1,500円を上乗せ補助すると、そういうものも決定しました。ですから、やり方、方法論によっては支出する方法というのはあると思うのですが、今後そういう一般農家ではないのです、将来の下郷を担う農家あるいは認定農業者、あるいは農業法人とか、そういうものに対する国、県の補助があった場合あるいは県単独の補助があった場合には、そういう将来にわたっての有望な者に対しては町もバックアップするのだというような、やっぱりそういう姿勢というのが必要だと思うのですが、今後そういうものも検討していただきたいと思いますが、町長にお答えいただきたい。町長みずからやっぱりそういうものはバックアップするのだというような町長の強い意思をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(「要望か」の声あり)

- ○5番(佐藤盛雄君) いや、町長の考え。
- ○議長(佐藤一美君) 町長、星學君。
- ○町長(星學君) 5番、佐藤盛雄議員の発言でもありますが、私はそういうことをぜひとも実施できるような形に持っていきますが、まず町、県、農協、あと個人、クラスター、この事業主体といろいろ協議して、そして県の補助がつくような形でやっぱり要望していくほかないと思うのです。そういうことでいかないと、せっかく4団体と協議して去年補助をいただいたのです。では、県のほうもお願いしますよというふうな形で、今までのような補助金支出のやり方のほうが私はいいと思います。

以上です。

○議長(佐藤一美君) これで5番、佐藤盛雄君の質問は終わります。 ほかにご質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番(猪股謙喜君) 質問いたします。

まず、60周年事業の件でございますが、これ原資をふるさと創生からの繰り入れということにしておりますが、この繰り入れ先、ふるさと創生基金を取り崩すということにした理由をお聞かせ願いたいと思います。

それから、79ページの集団検診への車の借り上げ料を補正でとってありますが、当初から集団検診というのは検診の内容が変わったので、町の人に主要なところに来ていただいての検診という方策を予算のときから決めておりまして、そのときに車の借り上げ料はどうするのかということで、まだ決まっておりませんと、町長は借り上げ料は取ったほうがいいのではないかと言ったとか言わないとかというお話もちらっと聞きましたが、当初は取らなくて、この6月の補正でやっと入ったということです。これで補正予算が通れば、早速運用するわけですが、こういったものの周知徹底をどうするのか、それから足がないから集団検診を諦めていた人もいる可能性がなきにしもあらずなのですが、そういった足がないための集団検診を諦めた人たちへの対応等は考えているのか、お尋ねいたします。

それと、60周年記念でもう一つありました。10月15日というのは、これ手帳を見ましたらば木曜日になっております。木曜日、平日になっております。平日にどういった事業をやるのかというのは詳しくはお聞かせ願えませんでしたが、一応平日の事業でやるということでよろしいかお尋ねいたします。

それから、81ページの畜産クラスター事業への補助金なのですが、これ2分の1の県からの補助ということなのですが、残り2分の1は自己負担ということで、これはどなたが資金を用意するのかお尋ねいたします。

それから、社協への補助金なのですが、先ほど佐藤議員さんに対する説明はわかりましたが、これ昨日の室井議員の一般質問の中で町長が答弁されまして、事務局長というものは置いてあったと。ただ、その地位に誰もついていなかったという説明でございました。ですから、事務局長を置いたと。それと、その報酬は定まっていなかったのかどうかちょっとわからないのですが、その報酬を後から定めたというようなちょっと答弁だったような記憶だったのですが、事務局長の報酬を定めた時期はいつなのか、それから事務局長が実際社会福祉協議会に事務局長として就任した日にちと、それから4月分は報酬をどのように1カ月丸々お支払いするのか、日割り計算するのか、そういった支払いもお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、五十嵐正俊君。

○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 町制60周年記念事業につきまして、ふるさと創生繰入 金から入れた理由でございますが、これにつきましては種々基金がございますけれども、 その中でふるさと創生の基金の設置目的からしてここからの繰り入れがよいのではない かと。これ財源上の問題がありますので、そういった理由から創生基金から繰り入れて ございます。

また、10月15日が平日ではないかということにつきましては、自衛隊のほうと調整は

してございます。ただし、自衛隊の、先ほど一応10月15日と申し上げましたけれども、この中でうちのほうといたしましては、今、日程調整の中で10月15日はとってあります。 あとそのほかに適当な事業等があれば、そこにぶつけてという考えもございますので、 調整的には7月から10月いっぱいまでの間で今、日程調整をしているところでございます。

- ○議長(佐藤一美君) 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) まず、1点目、検診のバス借り上げ料の関係でございますが、当初検診を今年度から心電図と眼底の2項目を追加するということで、各集落の集会所ではスペース的に間に合わないということで、町の施設、ふれあいセンター、コミュニティセンター、町民体育館を利用してということで予算措置をしたところでございます。当初人数を把握するのもなかなか容易ではないということで、去年からの高齢者タクシー助成等を利用していただいて、検診会場においでいただくというふうなことで考えておりましたが、町民の方々からいろいろ要望がございましたので、9月1日から17日までの13日間、あと検診は全地区を対象とした27日ございますが、これは送迎はできませんので、1日から17日までの13日間について各集会所を停留所というか、そこに集まっていただいて、そこから朝、基本的には1回、あと送りも1回ということでございますが、乗り切れない場合はピストン輸送でやる考えでございます。

あと周知徹底につきましては、工程表をつくりまして、まず大まかな時間を入れまして、受診する方にその工程表を入れて周知するというような考えでございます。

あと足がないから受けられないというふうな考えでいらっしゃった方については、今後そういうことで送迎をしますよということで周知しまして、これは前もって、あるいは当日受け付けでも検診を受診できるような形でやっていきたいというふうに思います。

ただ、大腸がんとか前もって資材を配らなければいけないものについては、ある程度 前もってお申し込みをいただくというような形で、これから周知していきたいなという ふうに考えてございます。

あと社協への補助金の関係でございますが、事務局長におきましては、きのう町長が一般質問のところで答弁しておりますが、不在の期間は24年の4月1日から27年の3月31日までの3年間だけでございます。それ以前は町の職員が兼務とか、そういう方法で事務局長をしてございました。

あと規程はいつ定めたのかということでございますが、規程はございましたが、事務局長のことについて、今までは町の職員でございますので、町の給料で支払いしていましたし、あと社会福祉協議会の職員が事務局長になった分については、社会福祉協議会の予算のほうから支出しておりましたので、町からの補助ということはございませんでしたが、今回外部から事務局長を登用した関係で、規程につきましては事務局長分を追加して、3月24日だったかと思いますが、このときの理事会において規程を策定したということでございます。

あと就任日でございますが、これは4月1日でございます。

あと支払い方法につきましては、報酬という形で、これ先ほどきのうから申しますように月額21万円でございますので、これは職員と同じ給料日に社協の予算から支出しているというような形でございます。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) 畜産クラスター事業補助金に係る残りの2分の1となる負担は どなたがするのですか、というふうなお話ですけれども、これにつきましては取り組み 主体となります、計画では金子牧場さんがご負担するというふうな形になります。 以上です。
- ○議長(佐藤一美君) 再質問ありませんか。7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) まず、町制60周年でございますが、今年が町制60周年であるという ことをまず広く一般の町民に知らせるべきかなと。それによって、イベントの成功を図 るためにはあらかじめお知らせをして、町民の意識を高めてイベントに参加していただ く、そういった方向でやっていったらいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

それから、ふるさと創生基金から取り崩したと、ふるさと創生の目的が60周年記念事業に合致しているということですが、どこが合致したのか、それから財政調整基金の場合、合致しなかった部分はどこなのか、比較した検討結果を教えていただきたい。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。総務課長、五十嵐正俊君。
- ○参事兼総務課長(五十嵐正俊君) 60周年についての町民への広く周知ということでございますが、庁内的に6月1日におきまして、課長会議等を開きまして、60周年記念事業を広く周知するため、あるいは表彰者等の該当者を選定するための会議を開いてございます。この会議の中で、60周年記念事業の周知につきましては、各課が持ちます行事等において頭に町制60周年をつけるとか、あるいは要項等においては、ロゴマークをつくりましたので、要項の一番最後のほうに合併60周年というようなロゴマークをつけて周知するというような形で周知を図っていくということになってございます。

あと財調との調整を図ったのかということですが、これにつきましては、正直図って ございません。ふるさと創生からの繰り入れが一番適当であるという考えのもとで、ふ るさと創生基金のほうから繰り入れたものでございます。

大変済みません、ふるさと創生基金のそもそもの目的が、ふるさとの活力を向上する ための内容が該当ということで、この60周年記念事業でもってふるさとの力を高めると いうような形で、このふるさと創生からの繰り入れとなったものでございます。

- ○議長(佐藤一美君) 再々質問ありませんか。 7番、猪股謙喜君。
- ○7番(猪股謙喜君) 大変ありがとうございます。60周年記念事業、あらゆる団体に冠つけて宣伝すると、お金がかからなくて大変すばらしいアイデアだと思います。私もお勧めしようかなと思っていたアイデアなのですが、さすが総務課長、すばらしい方だなと

ちょっとだけ思いました。

それから、残念なのは先ほどの財調とふるさと創生、比較検討しなかったと。ふるさと創生基金という頭があって、ああ、これはこれからこれを取り崩そうかという、そこしか見えなかったような感じの答弁だったのですが、今後いろんな事業ありますが、財調の残高もございます。それから、ふるさと創生の残高もございますが、そういった残高を見ながら、過度な残高というのもいろいろ有効に活用して、下郷町の発展すべきもの、それから何か危機があったときに、それを取り崩して生き延びるのだというような基金もございます。そういったいろんな基金がありますので、その基金の目的をそれぞれの職員がしっかりと把握して、いつでも利用可能、つまり積み立てたり取り崩したりするような方向でそれぞれ各職員が研究していただければなと思います。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 要望ですね。
- ○7番(猪股謙喜君) 時間ですから、要望でよろしいです。
- ○議長(佐藤一美君) これで猪股謙喜君の質問を終わります。

ほかにご質問ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番(室井亜男君) 2つほどちょっと聞いてみますが、78ページの湯野上保育所費で委託料で漏水調査委託料、そうすると、これは今湯野上保育所が水が漏っていると、こういうふうなことです。ということになると、調査をして頼んで、これから調べて、今水が漏っているわけですよね。結果が出るまで修繕もしないということです。

それと同じように、81ページの観音沼施設管理費で漏水調査委託料、これは60万ほどということが出ているわけです。これも調査委託料なのです。ということになりますと、調査の結果を待っていて修繕にかかる。そうすると、修繕というものは両方とも予算をとっていない、いつどのような形で専決でとるのか、わかったならば。どういうふうな漏水をしているのか、これだけの60万、または金額は15万8,000円ということになりますと、予算をとったのですから、ある程度わかっているのかどうか。どういうふうな漏水ですか、教えてください。

- ○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。
 - 健康福祉課長、渡部善一君。
- ○健康福祉課長(渡部善一君) それでは、第1点目の湯野上保育所の漏水の関係でございますが、漏水、水がまだ表面に出てこないような状態で、メーターだけが上がっているということで、箇所が限定できておりませんので、ヘリウムガスを使用した調査で漏水箇所を確定して修繕したいということで、あと修繕につきましては、ここに47万3,000円ほど上げてございますが、このうちの30万ほどを水道のほうの修繕ということで見込んで今回補正で上げさせていただきました。

以上でございます。

- ○議長(佐藤一美君) 産業課長、佐藤壽一君。
- ○産業課長(佐藤壽一君) 81ページに係ります観音沼の同様の委託料でございますけれど

も、今ほどの答弁と同じように、観音沼におきましても漏水箇所が特定できていないということで、ヘリウムガスを使って特定をして、それから修繕というふうな運びになります。

なお、箇所がわかり次第でございますけれども、当初予算としましては観音沼におきましては、修繕料32万円ほど計上してございます。それで、間に合うことであるとすれば、それなのですけれども、そうでなければ補正なり、予備費からの流用なりというふうな形になろうかと思います。

以上です。

○議長(佐藤一美君) 再質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) ほかにご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成27年度下郷町一般会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 平成27年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 平成27年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件を 採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 平成27年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の 件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 平成27年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第2回下郷町議会定例会を閉会いたします。 (午後 1時07分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年6月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員